

第1編

風水害等災害対策編

第2章 災害予防対策

第2章 災害予防対策

第1節 風水害に強いまちづくり

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 総務課、危機管理室、産業振興課、農業基盤整備推進室、まちづくり整備課 |
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、仙台土木事務所、東北農政局、東北森林管理局、亶理消防本部、山元町消防団、亶理土地改良区 |

1 方針

本町の河川は、2級河川坂元川・戸花川のほか普通河川や高瀬川排水路等を有し、雨期における増水により、一部地域で溢水の危険性を有している。本町の雨水排水施設は、八手庭から高瀬の各山側集落を流れる河川から亶理土地改良区で管理する排水路を経て、山下地区牛橋河口から海への牛橋水系と真庭から中山にいたる山側各集落を流れる河川から2級河川戸花川、坂元川を経て中浜後藤淵にいたる坂元川水系、上平中山集落から一の沢川を経て小浦にいたる一の沢川水系、磯集落内から赤川を経て磯漁港にいたる赤川水系の4系統がある。排水系統のうち自然流下で排水困難な地区について土地改良事業で機械排水施設が設置されている。しかし、牛橋水系の花釜矢来地区周辺等において、農地、住宅地を含め低位部排水不良地区があり、農作物の冠水、住宅への浸水の被害が発生している。また、ため池の堤体の脆弱化、取水施設等の老朽化により下流域に災害の発生するおそれがあるとともに、農地の転用による市街地化により保水力や遊水機能等農地の多面的機能が失われ、短時間での排水集中等、今後ますます周辺地区の農作物への被害、住宅への浸水被害が予想される。

本町の海岸線は、総延長 11.9 km に及び、1 箇所の漁港を有し、これらの施設に隣接して集落が形成されている。特に、本町において、高潮、波浪等が予想される区域は、磯地区から牛橋地区にいたる海岸地帯一帯である。

本町の農林水産業は、地勢的環境と気象条件から絶えず雪害、風水害、冷干害、凍霜害等による被害の危険性にさらされており、中でも台風期には農業施設を主として多額の損害を受けることがある。また、積雪は少ない方であるが、農業用施設等に被害を受けることもある。

大規模な土砂災害により、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。

町は、これらの実情を踏まえ、県と連携をとりながら具体的計画を定めて、災害を未然に防止し被害の拡大を防ぎ、住民生活の安定に寄与する必要がある。改修工事の促進及び予防対策として河川、排水路の浚渫を実施する等、予防事業及び施設整備を推進する。また、地域の特性に配慮しつつ、防災施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、暴風、豪雪、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮した風水害に強いまちづくりを推進する。

第2章 災害予防対策

2 水害予防対策

1 各施設の共通的な災害予防

➤ 各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

(1) 緊急用の資機材の確保

- ア 緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める
- イ 本町では現在、山元町水防計画に基づき、資材等を保管している。また、資材等は年次計画等を以って整備点検を行う

(2) 情報管理手法の確立

- ア 治山・地すべり・砂防・河川施設等の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を図る

(3) 災害危険地区の調査及び住民への周知

- ア 山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水等による危険地域等を定期的に調査し、災害危険箇所について広報誌等により住民へ周知する

2 治山施設等における災害予防

➤ 町は、国及び県の協力を得て次により山地災害予防対策を講ずる。

(1) 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じ災害に強い町土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

指定目的に即した保安林の整備を計画的に促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

① 危険地区等の点検・調査

山地災害危険区域において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

② 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ修繕等を行う。

第2章 災害予防対策

(3) 林道施設の整備

- 町は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道をふるさと林道緊急整備事業計画に基づいて整備する。

3 砂防施設の災害予防

- 現在荒廃している溪流又は将来荒廃のおそれのある溪流について、土石流の発生が予想される溪流を重点的に、砂防ダム、床固工、流路工等を実施して土石流による災害防止と荒廃溪流の整備を進める。

4 河川管理施設等の災害予防

- 河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講ずるものとする。

(1) 水質事故対策

- 町は、油流出等の水質事故に対処するため、平常時の河川巡視、水質処理資機材の備蓄に努めるとともに、相互の情報連絡体制の整備、応急対策等の必要な措置を講ずるものとする。

- ア 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する
- イ 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する
- ウ 集落地への浸水による二次災害を考慮し、内水排除用ポンプ車等の確保について検討する
- エ 県及び仙台管区气象台等と連絡を密にし、河川上流地域の降雨量等気象状況の把握に努めるほか、本町においても気象用観測施設の整備推進を図る
- オ 水害による危険性を事前に察知し、災害の拡大を防止するため予想される危険区域を消防団その他関係団体及び一般地域住民の協力のもとに巡視し、警戒に当たる

5 農業用排水施設の整備

牛橋地区河口への広範囲からの流入が短時間で集中流入することにより、排水量の増加による河口水門の断面不足、防潮水門の老朽化が生じているため、新たに牛橋地区の湛水防除事業による幹線排水路の準備、牛橋河口の改築、支流排水路の農村総合整備事業による新設、農地再編整備事業による幹線支線排水路の改修等により農地及び農業集落の水害対策の整備を行う。

6 農業用かんがい用排水施設の整備

- 東日本大震災による被災やため池の老朽化、地盤沈下市街地の拡大等により、ため池、

第2章 災害予防対策

水路等に起因する災害が発生するおそれがあるため、ため池、頭首工等の農業用施設の整備を図る。

7 浸水想定区域における対策

- ▶ 町は、水防法の規定に基づき、坂元川の浸水想定区域に対し、次の事項について定めるとともに、住民に周知を図る。
 - ア 洪水予報の伝達方式
 - イ 避難場所
 - ウ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
 - エ 浸水想定区域内に高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地、洪水予報の伝達方法等
 - オ 町は、国や県の協力のもと、効果的な避難等応急対策に資する洪水ハザードマップの整備を進める

- ▶ 町は、国の協力を得て、浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。
- ▶ 町は浸水想定区域の指定のあったときは、地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。
- ▶ 町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの等について、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - ア 本町における洪水時の避難場所は資料2・3のとおりであり、洪水予報の伝達方法については第3章第2節「情報の収集・伝達」により各自治会長や消防団を通じて直接住民に連絡するとともに、町ホームページ、町メール配信サービス、サイレン、広報車を使って広報を行う
 - イ 水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定に基づき、坂元川が水位周知河川に指定されたことに伴う、その区域、対象量水標及び水防警報の段階等は資料5のとおりである。

第2章 災害予防対策

3 高潮、波浪等災害予防対策

1 国土保全事業の施行

- 町は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

2 海岸保全事業の施行

- 町は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備を推進する。

(1) 農地海岸保全

農地海岸の背後農地と、そこで展開される営農活動を守るため、海岸保全施設整備事業を施行する。

(2) 港湾海岸保全

港湾区域に係る港湾施設整備並びに海岸保全施設整備事業を施行する。

(3) 河川、建設海岸保全

河川の河口地域及び建設海岸における海岸保全施設を整備するため、必要な海岸保全事業を施行する。

(4) 漁港海岸保全

海岸保全基本計画に基づき、漁港区域内の海岸保全施設を整備するため、海岸保全事業を施行する。

3 防潮林、飛砂防備林の造成

- 波浪、高潮、飛砂の被害を防止するため、防潮護岸工及び防潮林、飛砂防備林の回復に向けた造成事業を施行する。

4 潮位観測体制の確立

高潮・波浪等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、県と協議を進めながら潮位観測体制の確立を図る。

第2章 災害予防対策

5 防災施設の未整備地区に対する措置

- 防潮堤等、海岸、漁港施設の整備を促進するとともに、高潮・波浪注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとり、災害拡大の防止に努める。

6 住民が取るべき行動

(1) 一般

- ア 正しい情報を防災行政無線、ラジオ、テレビ、緊急速報メール（エリアメール等）、町メール配信サービス等を通じて入手する
- イ 波浪警報が発表されたら沿岸の危険な区域にいる人は避難する
- ウ 波浪注意報でも、海水浴や釣りは危険なので行わない

(2) 船舶

- ア 正しい情報を防災行政無線、ラジオ、テレビ、緊急速報メール（エリアメール等）、町メール配信サービス等を通じて入手する
- イ 波浪警報、注意報が発表されたら、すぐに港外へ退避する
- ウ 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛する等最善の措置を取る

4 土砂災害予防対策

1 土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

- 町及び防災関係機関は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査するとともに、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の把握・指定に努めるものとする
- 県は、町長の意見を聴いて、土砂災害により住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずるものとする
 - ア 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等の特定開発行為に関する許可
 - イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の構造規制
 - ウ 土砂災害時に土砂災害特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのあるときの移転等の勧告
 - エ 勧告による移転者への融資、資金の確保
- 町は、県が指定した土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域について、次の措置を講ずるものとする

第2章 災害予防対策

- ア 円滑な警戒避難が行われるよう避難勧告等の発令基準を明確化(資料5参照)
- イ 要配慮者関連施設がある場合には、情報伝達体制の整備
- ウ ハザードマップの作成と周辺住民への配布

(2) 土砂災害危険箇所の把握と周知

① 危険箇所の周知(資料27・28・29・33参照)

土石流、地すべり、崖崩れ等の土砂災害は突発的に発生することから、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要になる。

- 県は、土砂災害危険箇所や雨量情報等の土砂災害に関する情報を砂防総合情報システム(MIDSK I)等により広く住民に提供するよう努めるものとする。
- 町は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に記載するとともに、防災マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の開催さらには現場への標識・標柱の設置等により、地区住民に対し周知徹底を図り円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。

② 土砂災害防止月間及び崖崩れ防災週間

毎年6月は土砂災害防止月間となっており、その中でも6月1日～7日は、崖崩れ防災週間となっている。

- 町は県の協力を得て、住民に対し次のような広報活動を実施する。
 - ア ポスター等の配布・土砂災害に関する説明会の実施
 - イ 危険箇所パトロールの実施、住民に対してのチラシ等の配布

2 危険箇所の実態調査と防災パトロールの強化

- 町は、斜面崩壊に伴う災害を未然に防止するため、危険が予想される地域の実態を常に把握し、特に急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律その他の法令により指定された崩壊危険区域については重点的に観察指導を行う。また、長雨、豪雨等が予想される場合は危険箇所を関係機関と協力し随時パトロールする。

| 関係機関名 | 連絡先 | 電話番号 |
|------------|----------------------|--------------|
| 県仙台地方振興事務所 | 総務部総務班 林業振興部森林整備班 | 022-275-9111 |
| 県仙台土木事務所 | 道路建設第二班 | 022-297-4316 |
| 亘理警察署 | 警備課 | 0223-34-2111 |
| 亘理消防署山元分署 | 分署長 | 0223-37-1185 |

第2章 災害予防対策

3 所有者等に対する防災措置の指導

- 町は、被害発生が予想される箇所については、必要に応じ土地所有者、管理者、借地権者等に対し、防災措置について積極的に指導する。また、当該地域の居住者に対しても平常時から災害の危険性について周知を図り、あらかじめ注意を喚起する。

4 地すべり防止区域の防災措置

- 国及び県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施する等、災害防止に必要な諸対策を実施する。
- 町は、地すべり危険地区における警戒避難体制の整備について県に指導を求める。

5 急傾斜地崩壊危険区域の防災措置

- 町は、崩壊危険箇所の調査結果に基づき、特に相当数の住民に危険が予想される地域については、地区住民の協力のもとに災害防災の観点から順次急傾斜地崩壊危険区域として県の指定を受け、防災工事が進められるよう努める。
- 町は、既存の危険区域と併せて、地区住民に対し、当該区域の危険の状態の周知と当該区域内での行為（工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等）の規制が効果的に実施されるよう指導する。

6 宅地造成事業

- 宅地造成事業については、宅地造成等規制法等法に基づく防災措置を講ずるよう指導する。

7 雨量観測体制の整備

- 危険区域の住民等に対し、早期に適切な措置がとれるよう急傾斜地等危険区域等に簡易雨量器を設置する等、観測体制の整備を推進する。

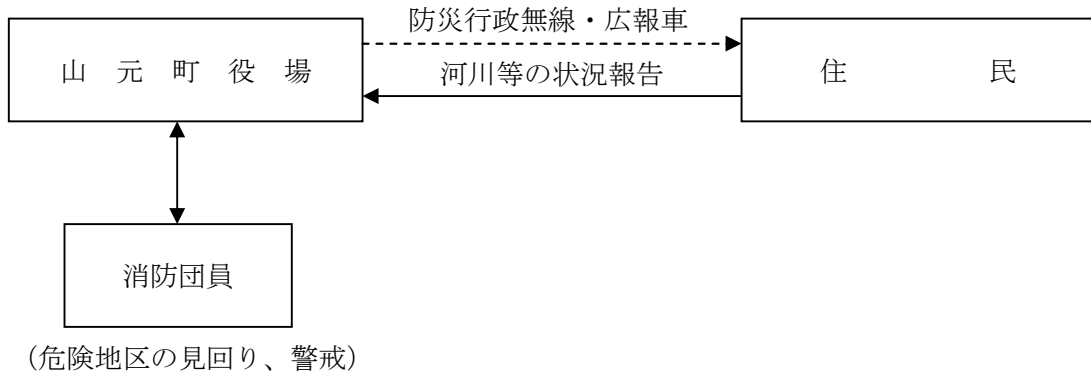
※本町における雨量観測は、浅生原（国土交通省仙台河川国道事務所設置）、山寺（県設置）、坂元（県設置）がある。

8 土砂災害に関する避難体制の整備

- 関係住民及び要配慮者関連施設の管理者に対する避難方法、避難場所等の警戒避難体制についての整備を図る。警報・避難勧告発令時の連絡系統等は以下のとおりである。

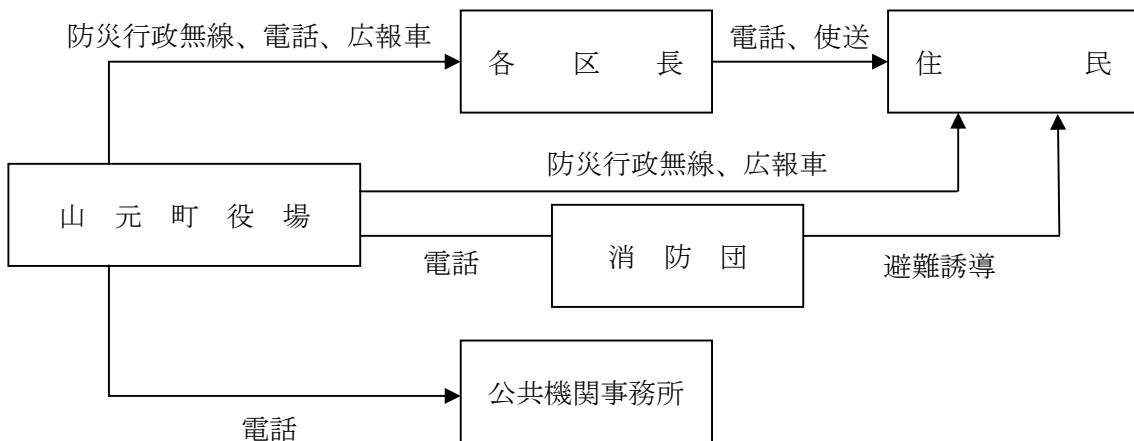
第2章 災害予防対策

(1) 警報が発令されたとき（警戒体制）



(2) 避難勧告を発令したとき（避難体制）

① 住民への連絡系統及び方法



② 誘導分担

- 町長は、土砂災害の警戒避難体制に関してあらかじめ下記事項を定めておくものとする。
 - ア 避難勧告等の発令基準
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所
 - ウ 避難勧告等の発令対象区域
 - エ 雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の土砂災害発生情報についての情報の収集及び伝達体制
 - オ 土砂災害に対して安全な避難所の一覧、開設・運営体制、避難所開設状況の伝達
 - カ 土砂災害時の要配慮者関連施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制、要配慮者情報の共有方法

第2章 災害予防対策

キ 土砂災害に係る防災意識の向上方法

5 風雪害予防対策

1 雪害に強いまちづくり

- 雪害に強い町土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的に推進する。
- 町は、積雪時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自力での屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。
- 積雪期においては、消防水利の確保に困難を期すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮するものとする。

2 道路交通の確保計画

- 町は、あらかじめ除雪を優先する幹線道を定め、積雪時における道路機能の確保を図る。
(資料8参照)

3 住民

- 厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、住民は円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

6 農林水産業災害予防対策

1 農地、農業用施設の災害の防止

- 洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業用施設等を守るため、農業用排水施設の整備、更新・補修、老朽ため池の補強、低位部における排水対策、降雨等による農地の侵食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

2 集落の安全確保

- 町は、集落の安全確保を図るため、避難路、避難場所、延焼遮断帯、農道、農業集落道及び公園緑地、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、次の整備を推進する。

(1) 避難路や避難場所等の確保

① 避難路整備

第2章 災害予防対策

緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備

② 避難場所の整備

災害時の避難場所として利用できる公園緑地の整備

(2) 消防用施設の確保

① 防火水槽整備

② 消火栓整備

(3) 集落の防災施設整備

① 集落防災施設整備

老朽化したため池の改修、地すべり防止工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備

② 公共施設補強整備

防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備

(4) 災害情報の伝達施設の確保

住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うための防災行政無線の整備

3 農業気象対策の推進

- 町は、県、農業団体等の密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず的確に気象情報を把握し、防災行政無線、町メール配信サービス等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、未然に災害を防止する。

4 病虫害防除対策

- 町は、農業協同組合等関係団体と協力し、防除組織の結成及び育成を促進し、防除体制の整備を図る。
- 町は、防除器具の整備、充実を図り、常時防除器具を点検整備し、適切な防除の推進に努める。

5 経営技術の確立

- 町は、稲作、畑作、園芸、畜産等について講習会、研修会等を開催し、営農技術の確立を図る。

6 林業対策

- 町は、山林について、森林組合の協力により雪害対策、防災等の整備を図り、管理に当たる。

第2章 災害予防対策

7 水産業関係

漁港施設

(平成26年3月31日現在)

| 漁港名 | 保全区域延長 | 要指定延長 | 要保全延長 |
|------|--------|-------|--------|
| 磯浜漁港 | 1,022m | 161m | 1,183m |

(1) 水産気象対策の推進

- 町は、台風等の気象情報を迅速に把握するとともに、漁業協同組合等関係団体に気象情報を伝達し、各船舶及び沿岸漁民に周知させ非常配備の体制を推進する。

(2) 水産施設に対する防災対策

- 町は、各漁港施設等の管理者に対し、気象情報を伝達するとともに各施設の管理体制の強化を図る。

(3) 防災営農技術等の普及

- 町は、災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努めるものとする。

① 畜産業対策

- ア 畜舎等の建設・改築時には、災害に対応するよう推進指導する
- イ 飼料作物畑については適期播種・施肥・収穫を励行する
- ウ 干害
 - (ア) 給水施設(井戸等)の整備管理を指導する
 - (イ) 干害に比較的強い品種の導入を指導する
- エ 凍霜害
 - (ア) 牧草のてん圧を励行させる
凍霜害に比較的強い牧草飼料作物の品種を栽培指導する
 - (イ) 適期に栽培管理、収穫調整を実施する
- オ 冷害
 - (ア) 地域の気象条件に合わせて牧草類の栽培利用を指導する
 - (イ) 栄養障害的疾患が多発する傾向にあるので健康管理を指導する
- カ 雪害
 - (ア) 融除雪を促進するため溝築を指導する
 - (イ) 牧草の秋期てん圧を指導する

第2章 災害予防対策

キ 火災

育雛施設等火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する

② 園芸（いちご等）施設対策

- 町は、園芸等の施設について、雪害、風害等の被害を受けないよう、気象情報に留意しながら、施設の維持、補強に努めるよう指導する。特に、降雪時においては、速やかな雪下し、融雪、除雪等の対策を講ずるよう指導する。
- 町は消防機関と連携し、育苗施設等の火気使用施設の取り扱いについて注意するよう指導する。
- 事業者は、最新の気象情報の入手に努め、台風等に備えてビニールハウスの戸締り等に気をつける。

③ 果樹（りんご）施設対策

- 事業者は、暴風、大雪や豪雨による各種被害を想定して、平常時から農作物の倒伏、樹木支柱の倒壊に対する予防対策を検討する。
- 事業者は、強風対策として畑の周りに防風ネット張るなど、各種予防対策に努める。

④ 水産業対策

- 町は、自然災害に対し、次の事項に重点を置く。
 - ア 合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法を技術的に指導し、気象・海象に対応した施設の維持を図る
 - イ 漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い、漁船の安全性の確保を図る。さらに、漁家には次の点を指導する
 - (ア) 海上施設の強化と漁場造成を推進するよう指導する
 - (イ) 講習会等を開催し、船舶運航技術の向上を図る
 - (ウ) 小型漁船に対する携帯ラジオ、無線電話の搭載を指導し、その普及を図る
 - (エ) 漁船損害等補償法に基づく漁船保険の加入及び漁業災害補償法に基づく水産物、漁業施設共済加入を促進する
 - (オ) 漁業用海岸局の機能整備を促進し、気象予報事業等の強化を促進する

⑤ 林業対策

- 町は、森林の生育状況等に応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた災害に強い健全な森林の育成を指導する。

第2章 災害予防対策

第2節 都市の防災対策

| | |
|---------|----------------|
| 主な実施担当 | 危機管理室、まちづくり整備課 |
| 防災関係機関等 | |

1 方針

町は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、市街地の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

2 市街地開発事業の推進

- 町は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業により、低層木造建築物等の密集した既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。

3 土地区画整理事業の推進

- 町は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、県の指導を得て、防災性の高い市街地の形成を目指す。
- 町は、防災街区の整備のみでは、都市防災対策として十分な目的は達せられないため、その他の防災対策を含む地域防災計画と都市計画との関連に配慮し、市街地の整備を行う。

4 公園施設

- 町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯としての機能を併せもつ公園緑地の整備促進を図るよう努める。
また、緊急指定避難場所に指定する公園緑地については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。

第2章 災害予防対策

第3節 建築物等の予防対策

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 企画財政課、保健福祉課、産業振興課、農業基盤整備推進室、まちづくり整備課、坂元支所、上下水道事業所、学務課、生涯学習課 |
| 防災関係機関等 | |

1 方針

風水害等の災害時には、災害状況により、浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。特に、消防・警察等の防災関係機関の施設、医療機関等の防災基幹施設は、風水害等の災害時における応急対策活動の拠点となることに加え、避難施設として利用されることが多い。

町は、建築物の堅ろう性・安全性を確保することにより、建築物災害の防止対策を推進する。

2 公共建築物

1 公共施設等

- 町は、学校、公民館等の公共施設について、災害応急対策実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物の堅ろう化・安全性の向上の推進に努める。

2 防災基幹施設

- 町及び防災関係機関は、防災基幹施設の機能を確保・保持し、施設の堅ろう化及び安全性の確保を推進する。

3 浸水等風水害対策

- 町及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設について浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に配慮する。
- 町は、防水扉及び防水板の整備等、建物を浸水被害から守るための対策を促進するとともに、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講ずる。
- 町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について、2階建て以上にする等、一時避難が可能なよう検討する。

4 一般建築物対策

第2章 災害予防対策

1 住民等への意識啓発

➤ 町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。また、住宅金融支援機構の融資制度等を活用し、改修時の促進を図る。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) 崖地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊及び土石流等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内に建っている危険住宅を安全な場所に移転する必要性を啓発することにより災害を未然に防止する。

➤ 町は、崖地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(3) 建築物及び都市の不燃化促進対策

災害に強い都市づくりの一環として、個々の建築物及びその集合体である都市の不燃化を進める必要があり、日本政策投資銀行、住宅金融支援機構等の融資制度等を活用し、促進を図る。

2 特殊建築物等の安全化

ア 特殊建築物の定期報告

旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る

イ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

前記に掲げた特殊建築物等多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施)において消防本部等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じてパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する

ウ 本町における住宅等建築物の密集地帯及び特殊建築物については、火災の拡大による大火災の発生が予想されるので、消火、避難施設の整備、不燃材料の使用促進等防災上の指導が必要である(資料7参照)

第2章 災害予防対策

第4節 ライフライン施設等の予防対策

| | |
|---------|------------------------------------|
| 主な実施担当 | 上下水道事業所 |
| 防災関係機関等 | 亘理消防本部、東北電力(株)岩沼営業所、東日本電信電話(株)宮城支店 |

1 方針

上下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きいことから、町及び防災関係機関は、災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう、施設の災害防止対策を推進する。

2 上水道施設

1 水道施設の安全性強化等

- 町は、災害時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管、配水幹線及び配水池等の基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路について、地盤の状況及び水害、土砂崩れ等による被災のおそれ並びに過去の被災状況を考慮し、施設の改良等に合わせて計画的な整備を行う。
- 町は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業の給水区域相互間の連絡管整備を推進する。
- 町は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。
- 町は、水道施設の日常の保守点検と合わせて、地盤の不良箇所や周囲の土砂崩れ等の危険箇所の把握に努める。
- 町は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、浄水場等への非常用自家発電機等を整備する。

2 復旧用資機材等の確保

- 町は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材を計画的に整備する。

第2章 災害予防対策

3 管路図・台帳等の整備

- 町は、災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から最新の管路図・台帳等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- 町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画及びマニュアルを作成する。
- 町は、知事から水道用水の緊急応援の指示（水道法第40条）があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

3 下水道施設

- 町は、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上や液状化対策を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

- 町は、処理場の機能を確保するため、汚水管渠マンホール等の水密化、老朽管渠の改良・更新を計画的に進めるとともに住民への広報を徹底し、雨水等の流入を低減するように努める。

2 下水道施設維持管理

- 町は、下水道台帳の整理・保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

- 町は、復旧活動を円滑に実施するため、災害対策マニュアルの策定、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

4 ガス関連施設

- 町は、液化石油ガスの爆発等を未然に防止するため、消防本部と連携し、液化石油ガス販売事業所等が行う予防措置に協力するとともに、その指導の徹底を図る。
- 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、災害によって被災した家屋においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常

第2章 災害予防対策

日頃から消費者に対して次の対策を講ずるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。

- ア 消費者全戸への安全器具（ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等）の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進
 - イ 安全性の確認（チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握）と向上（ガス放出防止装置等の設置）
 - ウ 各設備の定期点検等（特に埋設管や地下ピット）の着実な実施と、基準不適合設備の解消
 - エ 周知内容の充実化（災害時の対応等）と多様化（高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等）
- （社）宮城県エルピーガス協会は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

5 電力施設

- 電力施設の災害予防対策は、東北電力(株)が行う。
- 東北電力(株)は、施設の計画設計時に建築基準法、電気設備に関する技術基準等関係法令や社内設計基準・指針等に基づく災害被害防災対策を施すとともに、過去に発生した災害及び被害の状況や各施設の環境等を考慮し、各種対策を実施する。
- 町は、東北電力(株)が行う予防措置等について必要に応じて協力する。

6 電気通信施設

- 電気通信施設の災害予防対策として、東日本電信電話(株)宮城支店は以下の対策を実施する。
- 町は、東日本電信電話(株)宮城支店が行う予防措置等について必要に応じて協力する。

1 設備の災害予防

- 電気通信事業者は、電気通信施設の公共性に鑑み、災害時においても重要通信を確保できるように平常時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置の推進に努め、県及び各市町村の被害想定を考慮した基幹的整備の地理的分散、応急復旧機材の配備等を図る。また、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないよう、通信網の整備を促進し、電気通信設備のさらなる安全性の推進に努める。

第2章 災害予防対策

(1) 電気通信施設の防火・水防・豪雪対策

- ア 防火対策として、通信機械室内やとう道内で使用する材料の不燃化、火気使用の抑制や外部からの類焼・延焼防止、火災感知や消火設備の設置等の対策を実施する
- イ 水防対策として、浸水を防止するための水防板、水防扉を設置する。また、浸入した水を排出し、又は排水の逆流を防止する対策を実施する
- ウ 豪雨や寒冷地での雪や凍結等による引込線の切断やケーブル凍結による混線等を防止するために、保安器の取付位置変更や不凍液の注入及び溜水防止工法を実施する
- エ 停電の長期化に備え蓄電池・発動発電機・自動発停式エンジン等を設置する
- オ 災害の発生に備え、平常時から点検及び整備を行う

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型無線装置、衛星通信装置、及び移動電源車等災害対策機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

- 日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

- 災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

4 停電とふくそう対策

- 非常電源の確保や災害発生後に通信回線がふくそうした場合の対策等の措置を講ずるよう努める。

7 共同溝・電線共同溝の整備

- 町は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。

第2章 災害予防対策

第5節 防災知識の普及

| | |
|---------|------------------------------|
| 主な実施担当 | 全課 |
| 防災関係機関等 | 仙台管区气象台、宮城海上保安部、亶理消防本部、亶理警察署 |

1 方針

災害発生時の町及び防災関係機関は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、それぞれの職員は所掌事務に関係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。また、東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ必要がある。

町は、町職員に対し「災害時職員初動対応マニュアル」等の作成・配布、防災訓練等を通じて防災に関する制度や自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、防災知識の普及に努める。住民に対しては、町は、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながら、その啓発に努め、自主防災思想の普及、徹底を図る。特に、町は、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 職員に対する教育

- 町は、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的かつ継続的に与え、所掌事務を熟知させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。
- 町は、的確かつ円滑な防災対策を推進するために、町職員を地域における防災活動に率先して参加させるとともに、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。
 - (1) 気象災害に関する基礎知識
 - (2) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
 - (3) 山元町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
 - (4) 災害が発生した場合に、具体的に取るべき行動に関する知識
 - (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
 - (6) 家庭及び地域における防災対策

第2章 災害予防対策

(7) 防災対策の課題

なお、(4)及び(5)については、毎年度町職員に対し、十分に周知する。

また、各課(室)等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

3 教職員及び児童生徒に対する教育

- 教育委員会は、各小中学校に対し、学校安全計画における災害に関する必要な事項(防災組織、分担等)を定めさせるとともに、各学校長は児童生徒が災害に関する基本的、基礎的事項を理解し、思考力、判断力を高め、意思決定し、適切な行動ができるよう安全教育を行う。

ア 教科、特別活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害に関する基礎知識を修得させるとともに、災害発生時の対策(避難所、避難路の確認、防災知識の普及・啓発等)の周知徹底を図る

イ 中学校の生徒を対象に、応急看護の実践的技能修得の指導を行う

4 住民に対する防災知識の普及

1 総合防災訓練、講演会等の実施

- 町は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。
- 町は、住民の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。

2 防災とボランティア関連行事の実施

- 町は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 山元町地域防災計画の概要

(イ) 気象災害に関する一般的知識

(ウ) 災害が発生した場合に、具体的に取り組むべき行動に関する知識

(エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識

第2章 災害予防対策

- (オ) 避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- (イ) 映画、ビデオテープの利用
- (ウ) 広報車の利用
- (エ) 講習会、展覧会の実施
- (オ) 社会教育その他各種団体等の集会等を通じての周知
- (カ) 防災訓練の実施

(2) 社会教育を通じての啓発

- 町及び教育委員会は、社会教育の拠点である公民館活動等を中心として女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デー火災防御訓練の実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る

3 ハザードマップ等の活用

- 町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。

第2章 災害予防対策

4 普及・啓発の実施

- 町は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット（町ホームページ、町メール配信サービス）、テレビ・ラジオ局、臨時災害FM局、ビデオ・フィルムの製作・貸出し、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。

【住民等への普及・啓発を図る事項】

- ①災害危険性に関する情報
 - ・各地域における避難対象地区
 - ・孤立する可能性のある地域内集落
 - ・急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識 等
- ②避難行動に関する知識
 - ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
 - ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと
 - ・各地域における避難地及び避難路に関する知識 等
- ③家庭内での予防・安全対策
 - ・3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ・負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
 - ・出火防止等の対策の内容
 - ・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること 等
- ④災害時に取るべき行動
 - ・近隣の人々と協力して行う救助活動
 - ・自動車運行の自粛
 - ・警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時に取るべき行動
 - ・避難場所での行動 等
- ⑤その他
 - ・正確な情報入手の方法
 - ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ・災害時の家族内の連絡体制の確保
 - ・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 等

第2章 災害予防対策

5 要配慮者及び旅行客等の一時滞在者（交流人口）への配慮

- 町は、防災知識等の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮し、次の項目について実施・検討する。また、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。
 - ア 障害者、高齢者等に対する災害常備品等の点検
 - イ 介護者の役割の確認
 - ウ 外国語のパンフレット等の作成・配布
 - エ 避難に関わる避難場所等を示す標識を設置する等の広報

6 災害時の連絡方法の普及

1 災害時通信手段の利用推進

- 東日本電信電話(株)宮城支店は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図る。
- 町は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。

※町内公衆電話の位置については、資料13参照

2 災害時通信方法の普及促進

- 携帯電話事業者各社は、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービス、無線LANスポットにおけるWi-Fi接続サービス等の普及を促進する。

7 相談窓口の設置

- 町は、災害対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

8 関係事業者等への防災知識の普及

- 町は、関係事業者に対し、防災訓練の積極的な参加促進を図る。
- 町及び海上保安部は、海岸等の利用者に対しては、次により災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の向上を図る。
 - ア 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配布等を行う
 - イ 各種行事を活用して防災関係資料の配布等を行う
 - ウ 宮城海上保安部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配布等を行う

第2章 災害予防対策

9 地域での防災知識の普及

1 ハザードマップの整備

(1) ハザードマップの作成・周知

- 町は、急傾斜地崩壊危険箇所等指定を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。

(2) ハザードマップの有効活用

- 町は、ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。

2 日常生活の中での情報掲示

- 町は、避難場所や避難路・避難所の位置等をまちのいたる所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民が日常生活の中で、常に災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。

3 観光客、海水浴客等の一時滞在者への周知

- 町は、観光客等の来訪者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難路や避難場所・避難所の位置や方向を示す等、来訪者や通行者も災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。

10 ドライバーへの啓発

1 運転中における発災時の対応の周知

- 町は、通行中の車両も可能な限り道路外へ駐車し徒歩避難とすることなど、やむを得ず道路に駐車して避難する場合には緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロックはせずにエンジンキーは付けたままとすることなど周知に努める。

※ただし、避難行動要支援者を支援する場合や、自動車避難を要する地区の車両の運転手に当たってはその限りではない

11 企業への啓発

- 町は、従業者等の防災意識の向上を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。
- 町は、事業所における災害対策として、概ね次の事項について指導する。
 - ア 倒れたり、落下するおそれのある看板、ガラス窓等は、できるだけ早く改修するとともに機械類、事務機、ロッカー等は、動かないように壁や床に固定

第2章 災害予防対策

する

- イ 消火や避難のための施設や設備は、常時使用できるように点検・整備する
- ウ 救急医薬品や食料品等の非常用品をあらかじめ準備する
- エ 事業所間の情報連絡体制、消火活動の応援協力体制を整備する
- オ 従業員に対し、消火器の使用方法、避難等についての訓練を実施する

12 社会教育施設や防災拠点の活用

- 町は、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。
- 町は、防災拠点に防災教育の機能を有する設備を整備し、平常時から防災教育を行うための拠点としての活用に努める。
- 町及び教育委員会は、生涯学習の教育内容に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、防災上へ必要な知識の普及に努める。

13 学校等教育機関における防災教育

- 学校等教育機関は、町と連携し、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。
- 防災教育においては、「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、自然災害等の危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心の育成に努める。なお、実施にあたっては、各校の防災主任等と連携する。
- 児童生徒等及び指導者に対する防災教育
 - ア 児童生徒等に対する防災教育
 - (ア) 学校等においては、地域の実情を踏まえた学校安全計画等を策定し、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の内面化を図る
 - (イ) 地理的要件など地域の実情に応じ、様々な災害を想定した防災教育を行う
 - (ウ) 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学習させる「自主的に行動することができるための防災教育」や、学校と地域合同の避難訓練や避難所開設訓練への参加等を通じた「地域と連携した実践的な防災教育」を中心とした指導を行う
 - 実施にあたっては、登下校時等学校外も含めたあらゆる場面を想定しつつ、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努める
- イ 指導者に対する防災教育

第2章 災害予防対策

(ア) 指導のための手引書等の作成・配布及び避難・救助等に関する研修会を通して、指導者への防災教育を行い、資質向上を図る

- 教育委員会及び生涯学習関係団体は、町民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために防災主任を配置するとともに、地域の拠点となる学校には防災担当主幹教諭等を通じて、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。
- 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。
- 町及び教育委員会は、各学校等において防災主任、防災担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。

14 幼児教育による普及

- 町は、幼稚園、保育所の幼児に対し、教育活動を通じ、幼年消防クラブの結成を推進し火災等に対する基礎的知識の普及に努める。

15 町民の取組

- 町民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自らも災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。
- 「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助する等の、防災への寄与に努める。

1 食料・飲料水等の備蓄

- 概ね3日分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。

2 家族内連絡体制の構築

- 発災当初の安否確認等によるふくそうを回避するため、災害用伝言板（web171）や災害用伝言ダイヤル（171）、SNS等の利用など、複数の手段による災害時の家族内の連絡

第2章 災害予防対策

体制の確保に努める。

3 防災訓練への参加

- 地域で実施する防災訓練への積極的参加による、初期消火などの技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築に努める。

4 防災関連設備等の準備

- 非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材や住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。

16 地域の取組み

1 防災マップの作成

- 避難場所、避難所や避難路、地域の危険箇所等を記載した防災マップを作成し、危険箇所の把握に努める。

2 初期消火体制の整備、訓練の実施

- 消火器や水バケツ等の消火資機材を備え、問題なく使用できるよう日頃から訓練を行い、初期消火体制の整備に努める。

3 避難行動要支援者の把握、避難所運営訓練の実施

- 地域内の高齢者や障害者等、援護を必要とする方の居場所を確認し、日頃から避難誘導を速やかに行える体制を構築する。

4 災害時の情報取得方法の確認と地域内での共有

- 日頃から地域内でコミュニケーションを密にとり、地域内で情報が届いているか確認し、要配慮者をはじめ地域住民に情報が伝達されているか把握に努める。

17 災害教訓の伝承

1 資料の収集及び公開

- 町は、国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。

第2章 災害予防対策

2 伝承機会の定期的な実施

- 町は、学校等教育機関、企業、NPO法人等と相互に連携し、過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会の定期的な実施等により、町民が自ら災害教訓の伝承に努め、過去の災害を風化させず、防災意識を啓発するよう努める。

3 伝承の取組

- 町民は、自ら災害教訓の伝承に努める。
- 町は、災害教訓の伝承の重要性についても啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2章 災害予防対策

第6節 防災訓練の実施

| | |
|---------|-----|
| 主な実施担当 | 全課 |
| 防災関係機関等 | 全機関 |

1 方針

町は、災害発生時に、県・関係機関及び地域住民等と連携を図りながら、初動体制、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災知識の普及、向上を図ることを目的として、現地において計画的に防災訓練を実施する。

2 訓練の実施及び参加

- 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、単独又は県及び防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。
- 防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。
- 訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、ハザードマップ等を活用し、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練について、町は、県及び防災関係機関の指導・協力を得て、実施に努める。

3 防災訓練の実施とフィードバック

1 定期的な実施

- 町は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は自主防災会へ行うよう指導し、住民に取るべき身を守る行動や災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 地域の実情に応じた内容

- 町は、防災訓練を、少なくとも年1回以上実施するものとし、災害発生時の円滑な避難（自動車での避難等を含む）のための災害応急対策についても盛り込むなど、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障を来すと考えられる冬期における実施についても配慮する。

第2章 災害予防対策

3 目的及び内容の明確な設定

- 町は、防災訓練を行うに当たり、訓練の目的を具体的に設定し、訓練内容を明確にしたうえで、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるよう、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

4 課題の発見

- 町は、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

5 フィードバック

- 町は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

4 訓練の種類及び目的

- 町は、突発的災害の発生に備え、町内の防災体制の確立を図るための訓練を定期的又は随時に実施するとともに、次のように実動訓練を行う。なお、各訓練の実施基準の詳細は、事前に関係機関と協議し、その都度定める。

1 総合防災訓練

- 町は、6月12日（みやぎ県民防災の日）及び9月1日（防災の日）及び11月5日（津波防災の日）等に、地域住民の参加する総合防災訓練を実施する。訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び多様な世代から多数の住民が参加し、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

（1）訓練内容

- ア 災害対策本部運用訓練
- イ 職員招集訓練
- ウ 通信情報訓練
- エ 災害関連情報伝達訓練

第2章 災害予防対策

- オ 広報訓練
- カ 火災防御訓練
- キ 緊急輸送訓練
- ク 公共施設復旧訓練
- ケ ガス漏洩事故処理訓練
- コ 避難訓練（車での避難等を含む）
- サ 救出救護訓練
- シ 警備、交通規制訓練
- ス 炊き出し、給水訓練
- セ 防潮堤の水門等の締切操作訓練
- ソ 仮設トイレの設置訓練
- タ 水害防止訓練
- チ 自衛隊災害派遣要請等訓練
- ツ 避難所運営訓練
- テ その他

2 水防訓練

水防訓練は、次により、訓練実施要領を定め実施する。

(1) 訓練項目

- ア 観測訓練（水位、雨量等）
- イ 通報訓練（電話、無線伝達）
- ウ 動員訓練（水防団、消防団の動員、居住者の応援）
- エ 輸送訓練（資材、器材、人員）
- オ 工法訓練（各水防工法）
- カ 樋門等操作訓練
- キ 避難、立退き訓練（危険区域居住者の避難）
- ク その他必要な訓練

(2) 訓練実施時期

訓練の実施は、概ね年1回とし、6月から7月までの間とする。

(3) 訓練実施場所

訓練の実施は、訓練効果の著しい場所とし、水害危険箇所とする。

3 消防訓練

消防機関の出動（操法、放水等含む。）、避難誘導、救出救助、通信連絡等を織り込んだ訓練とし、火災危険地域を主として、建物火災防御、林野火災防御等を実施する。

第2章 災害予防対策

4 避難訓練

- 町は、避難訓練を、水防訓練、消防訓練等と併せて実施し、避難の指示、誘導、伝達方法等の訓練を行う。
- 町は、住民を対象とした各種災害の避難訓練を実施する。
- 教育委員会及び各学校長は、管理する施設に係る避難計画を定め実施する。
- 町は、社会福祉施設、要配慮者関連施設、病院、旅館、娯楽施設等多数の者が集まり、又は居住する施設の管理者に対し、避難訓練の実施について指導協力する。

5 各施設応急復旧訓練

- 交通、電力、通信、水道等の社会活動上重要な施設の管理者は、災害時におけるその施設の応急復旧が迅速かつ円滑に行われるよう訓練を実施し、町もこれに協力する。

6 通信訓練

- 町は、災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果が発揮できるよう、平常時の通信から災害通信への迅速かつ的確な切り替え、通信途絶等の連絡の確保、通信内容の確実な伝達、通信機器の修理等について訓練を行う。
- 町及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

7 非常招集訓練

- 町は、突発的な災害の発生に備え、災害対策本部設置等防災活動組織の整備を図ることを目的とし、必要な職員等を迅速かつ確実に招集でき得るよう訓練を実施する。

5 訓練の方法

- 町は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独又は他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又は合同で、最も効果的な方法で行う。

6 訓練結果の評価・総括

- 町は、訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

7 隣接市町等が実施する防災訓練への参加

第2章 災害予防対策

- 町は、隣接市町及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

8 防災関係機関の防災訓練

- 防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは町の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮し、町もこれに連携し、協力する。

1 実践的かつ効果的な訓練の推進

- 訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項については、過去の大規模災害の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。

2 防災関係機関の多数参加・連携する訓練の実施

- 組織を超えた防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでなく、できる限り多くの機関と連携し、訓練の実施を通じて相互の補完性を高めていく。

3 災害被害を軽減する防災訓練の工夫・充実

- 住民が積極的に防災訓練に参加することや、自らの災害に対する準備を充実させることができるような訓練内容の工夫・充実に努める。

4 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施

- 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、要配慮者の視点に立ち、要配慮者本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。

5 訓練の客観的な分析・評価の実施

- 訓練終了後には、参加者の意見交換、訓練見学者等からの意見聴取等を通じ訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにしたうえで、必要に応じ訓練のあり方、防災マニュアル等の見直し等を行い、実効性のある防災組織体制等の維持、整備を図る。

9 学校等の防災訓練

- 災害を想定し、地域、保護者と連携した防災訓練を実施する。
- 校園外活動（自然体験学習、野外活動を含む）等で山間部を利用する場合は、事前に土砂災害防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める。

第2章 災害予防対策

- 避難訓練を実施する際には、障害のある児童生徒等も円滑に避難することができるよう配慮する。
- 学校等が避難場所や避難所となることを想定し、町は学校等と連携して避難所運営訓練を実施する。

10 企業等の防災訓練

- 企業等は、災害の発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。
- 企業等は、企業等の敷地・施設等が指定緊急避難場所・指定避難所として指定されている場合は、災害発生の際に、企業が一時的な避難場所・避難所となることを想定し、避難者の受入れや避難所運営の訓練等を実施する。
- 企業等は、災害発生時に備え、町及び各自主防災会等、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。
- 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

(1) 訓練内容

- ア 避難訓練（避難誘導等）
- イ 消火訓練
- ウ 浸水防止訓練
- エ 救急救命訓練
- オ 災害発生時の安否確認方法
- カ 災害発生時の対応（帰宅抑制事態、帰宅方法、自宅待機等）
- キ 災害時の危険物、有害物の漏洩等の対処訓練
- ク 災害救助訓練
- ケ 町、自主防災会等、他企業との合同防災訓練
- コ 施設・設備使用不能の場合の対応訓練

第2章 災害予防対策

第7節 地域における防災体制

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 危機管理室 |
| 防災関係機関等 | 山元町消防団、宮城県漁業協同組合仙南支所（山元）、 山元町民生委員児童委員協議会、自主防災会連絡会、婦人防火クラブ、 山元町食生活改善推進連絡協議会 |

1 方針

大規模な災害発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難となる。大規模災害が発生した場合の被害を最小限に食い止めるためには、消防団、地域住民、事業所等の災害時における迅速かつ的確な行動が重要である。このため、地域住民等による自主防災組織等の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティにおける防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災指導員の育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織活動の日常化や防災訓練等の実施を促進する。

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

- 災害による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に要配慮者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなど配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動に当たって

- 大規模な災害発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに行動することが必要であることから、住民自身の災害に対する知識の向上や、防災資機材の円滑な活用により、自主防災組織の活動を支える。

3 自主防災組織の育成・指導

- 町は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。
- 町は、全行政区において自主防災組織を立上げるとともに、地域の自主防災組織の連携強化を図るため、これら自主防災組織の連合会（山元町自主防災会連絡会）を設立して

第2章 災害予防対策

いる。このほか、婦人防火クラブ、幼年消防クラブなどがある。

- 町は、これらの自主防災組織の育成、指導を積極的に推進する。
- 町は行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- 町は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催し、地域における自主防災組織の推進を図る。
- 多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。
- 町は、自主防災組織の育成、強化を図るため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等により、組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進を図る。
- 自主防災組織、婦人防火クラブの行う防火・防災訓練に参加した者が、当該訓練に起因する事故により傷害を受けた場合の損害補償及び災害補償等のため、共済制度の加入推進を図る。
- 自主防災組織の円滑な活動を期するため、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための防災資機材の配備について考慮する。
- 町は地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。

自主防災組織の現況

(平成25年4月1日現在)

| 名 称 | 会員数 (人) | 発足年月日 |
|-----------------------|---------|-------------|
| 山元町自主防災会連絡会 | 4,709 | 平成17年10月11日 |
| 山元町婦人防火クラブ連合会 | 2,565 | 昭和55年4月1日 |
| つくし幼年消防クラブ (山元町南保育所) | 50 | 昭和59年4月10日 |
| ひまわり幼年消防クラブ (山元町北保育所) | 80 | 昭和59年4月10日 |
| こじか幼年消防クラブ (やまもと幼稚園) | 120 | 平成4年2月28日 |
| ふじ幼年消防クラブ (ふじ幼稚園) | 113 | 平成4年10月28日 |

第2章 災害予防対策

4 自主防災組織の活動

- 自主防災組織は、町と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、平常時及び災害発生時において次の活動を行う。
- 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

1 平常時

(1) 訓練の実施等

ア 防災訓練への参加

災害が発生したとき、住民が適切な措置を取ることができるよう、町等が実施する防災訓練へ参加する

イ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る

ウ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する

エ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する

オ 救出・救護訓練

崖崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する

カ 避難所開設・運営訓練の実施

災害発生時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの習得に努める

(2) 防災点検の実施

- 災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

- 自主防災組織は、災害時に速やかな応急活動が出来るよう資機材の整備に努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

第2章 災害予防対策

(4) 避難行動要支援者の情報把握・共有

- 要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者（以下、「避難行動要支援者」という。）の適切な避難誘導や安否確認を行うため、地域住民や民生委員等の協力を得ながら、平常時より、情報の把握及び関係者との共有に努める。

2 災害時

(1) 情報の収集・伝達訓練

- 自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。
 - ア 地域内の被害情報の収集方法
 - イ 連絡を取る防災関係機関
 - ウ 防災関係機関との連絡のための手段
 - エ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

- 家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

- 崖崩れ、建物の倒壊等により負傷者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織を以ってしても救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

- 町長の避難勧告・避難指示又は警察官等から避難指示が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。避難の実施にあたって、次の点に留意する。
 - ア 避難誘導責任者の安全確認
 - (ア) 市街地（火災、落下物、危険物）
 - (イ) 山間部、起伏の多いところ（崖崩れ、地すべり）

第2章 災害予防対策

(ウ) 河川（決壊、氾濫）

- イ 代替避難路の検討
- ウ 携帯品のチェック
- エ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする
- オ 高齢者、障害者、その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる

(5) 避難所開設・運営への参画

- 災害発生時には、町の担当職員が被災し避難所への参集が遅れること等も想定されることから、避難所の設置・運営において自主防災組織を中心とした住民が主体的に参画するよう努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

避難が長期間にわたり、炊き出しや救援物資の支給が必要な時には、組織的な活動が不可欠である。

- 自主防災組織は、町と連携し炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案する等、町と連携して防災活動を行う。
- 町は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第2章 災害予防対策

第8節 ボランティアの受入れ

| | |
|---------|------------|
| 主な実施担当 | 保健福祉課 |
| 防災関係機関等 | 山元町社会福祉協議会 |

1 方針

東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティア活動は、個人のほか専門技能グループを含む組織が、援助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者の生活の維持・自立を支援する等、災害発生直後から復興過程において大きな役割を果たした。住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、このようなボランティア活動組織を積極的に支援するとともに、専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努め、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

※町と社会福祉協議会では平成16年に「大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書」（資料10）を締結している。東日本大震災での経験をもとに、随時、覚書の内容について見直し、相互の体制等に十分配慮し、所掌事務や連絡系統について明確化する。

2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

1 生活支援に関する業務

- (1) 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助
- (2) 炊き出し、食料等の配布
- (3) 救援物資等の仕分け、輸送
- (4) 高齢者、障害者等の介護補助
- (5) 泥かき、瓦礫整理等の清掃活動
- (6) 在宅避難者支援
- (7) 児童生徒等の運動・学習支援
- (8) その他の被災地での軽作業

第2章 災害予防対策

第1章 風水害

第2章 風水害

第3章 風水害

第4章 風水害

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
- (2) 被災建築物の応急危険度判定
- (3) 被災宅地の危険度判定
- (4) 外国人のための通訳
- (5) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (6) 高齢者、障害者等への介護
- (7) アマチュア無線等を活用した情報通信業務
- (8) 公共土木施設の調査
- (9) 災害ボランティアコーディネート
- (10) IT機器のネットワーク構築とIT機器を利用した情報収集・処理
- (11) その他専門的な技術・知識が必要な業務

3 災害ボランティア活動の環境整備

- 町は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア関係団体との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について、整備を推進する。

4 ボランティアの登録・育成

- 町は、このボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、平常時から環境づくりを行い、有効な活用を図る。
 - ア 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行うボランティアを町社会福祉協議会において登録、把握するとともに、関連情報の提供及び連絡調整を行う
 - イ 災害ボランティアの活動拠点の確保について、山元町社会福祉協議会と協働し、支援を行う
 - ウ 災害関係NPO法人や日本赤十字社宮城県支部等、関係機関との連携に努める

5 一般ボランティアの受入れ体制

1 一般ボランティアの受入れ体制づくり

- 山元町社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活

第2章 災害予防対策

動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。

- 一般ボランティアの受入れは、山元町社会福祉協議会が中心となって担うものとし、災害の発生時には山元町社会福祉協議会が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターが立上げられるよう、平常時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取組を行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアがすぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平常時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(2) ボランティア受入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保等、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、町、山元町社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークの整備・構築に努める。

(4) 受入れ体制の整備

ボランティアに対するニーズと活動とのマッチングについて、あらかじめ災害時に想定されるボランティア業務の整理を行うとともに、必要とされるボランティアの活動内容をホームページ等で情報発信するための環境整備やボランティアの事前登録制度の活用等により、ボランティア受入れのための体制を構築するよう努める。

2 行政の支援

- 町は、一般ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成などの体制づくりについて、山元町社会福祉協議会、災害関係NPO団体等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行う。
- 町は、災害時に活動が期待されるボランティア関係団体との協働を視野に入れ、必要な調整・支援を行う。

6 専門ボランティアの育成及び登録

第2章 災害予防対策

- 町は、災害時の応急活動に必要な専門的な知識・技術をもった専門的ボランティアの育成について、町内のボランティア団体と協力し、専門の教室・講座等を開催し育成に努める。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

- 町は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県建築物等地震対策推進協議会の活動を通して、判定コーディネーターとの調整に努める。

※被災建築物応急危険度判定： 地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震等による二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。

2 防災エキスパート制度

- 公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、施設の維持管理等に長年携わった人に（防災エキスパート）、町の専門的な分野でのボランティア活動を要請する。

※防災エキスパート制度： 東北地方整備局が発足させたものである。

3 災害時の通訳ボランティア

- 町は、大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町の職員だけでは十分な対応ができないため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集する。

7 民間団体等への応援要請

- 町は、亘理郡医師会、建築士協会等様々な民間の専門団体と、災害時にはこれらの団体の協力を得て、万全の応急対策がとれるよう、災害時の応援要請を依頼する。
- 町は、災害時に事業所の協力も得られるよう、日頃から事業所に対して防災活動への協力を依頼する。

8 ボランティアの保険

- 災害時のボランティア活動に際し、ボランティアが負傷したときには、ボランティアへの補償をどうするかが問題になる。現在、国、県や損害保険会社等で検討が進められており、町は、これらの動きを踏まえながら、対応策を検討する。
- ボランティアの受入れ窓口は、山元町社会福祉協議会が担当するため、ボランティアの保険加入については、山元町社会福祉協議会にて対応する。

第2章 災害予防対策

第9節 企業等の防災対策の推進

| | |
|---------|---------|
| 主な実施担当 | 産業振興課 |
| 防災関係機関等 | 巨理山元商工会 |

1 方針

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう確かな防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐうえで重要である。

消防法の定めにより消防計画を作成している事業所は、計画で定める自衛消防組織を運用し、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、地域の防災活動及び安全の確保に積極的に努める。また、法的定めのない企業所にあってもこれらに準じ、地域の安全確保に努める。

2 企業等の役割

- 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害の発生の際には組織自らが被害を受けおそれのあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。
- 町は、防災訓練等の機会を捉え、訓練への参加等呼びかける。また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

1 企業等の活動

(1) 企業等の防災上の位置づけ

- 企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、防災活動を推進する必要がある。

(2) 事業継続上の取組の実施

- 企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- 企業等は、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、物品調達先の確保等を行う等、事業継続マネジ

第2章 災害予防対策

メント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

- 特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（3）事業継続計画（BCP）の策定

事業継続計画（BCP）においては、災害発生後の緊急時対応（人命救助、安否・安全確認等）と復旧対応（片付け、施設・設備復旧等）を区別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。

（4）帰宅困難者対策の実施

災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。

- 企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則のもと、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄する等の、帰宅困難者対策を講ずるよう努める。

（5）要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止対策の実施

- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自主防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自主防災組織の構成員等について町長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

2 町及び防災関係機関の役割

（1）防災に関するアドバイスの実施

- 町及び防災関係機関は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

（2）企業防災の取組支援

- 町は、企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等に向けた企業からのニーズへの対応に取り組む。

第2章 災害予防対策

3 企業等の防災組織

1 自衛消防組織を設置する事業所

法令により防災計画を作成し、自衛消防組織を設置する事業所は次のとおりである。

- ア 医療機関等多数の人が利用する事業所
- イ 危険物、高圧ガスの貯蔵所、取扱所
- ウ 多数の従業員がいて、組織的に防災活動を行う必要がある事業所
- エ 雑居ビル等、共同防火管理を必要とする事業所

- 企業等における防災対策及び防災活動は、概ね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等の物資の確保
- (8) 施設の防水化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力
- (11) コンピュータシステムやデータのバックアップ
- (12) 大型の什器・備品の固定

第2章 災害予防対策

第10節 情報通信網の整備

| | |
|---------|----------------------------------|
| 主な実施担当 | 総務課、危機管理室、企画財政課、保健福祉課、地域包括支援センター |
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、仙台管区气象台、亶理消防本部、山元町消防団 |

1 方針

大規模災害時には、固定一般回線電話や携帯電話が不通あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのIT化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実や非常電源の確保、サーバの負荷分散を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進する。

2 情報伝達ルートの多重化

- 町は、県及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進する。
- 町は、特に、消防団員等を含む地域の防災関係者への確実かつ迅速な情報伝達手段の充実を図るよう努める。

3 町防災行政無線の整備拡充

- 町は、大規模な災害時における住民等への情報提供や被害情報の収集伝達手段として、必要に応じ移動系防災行政無線や町防災行政無線等の整備拡充を計画的に実施する。(資料11・12参照)
- 町は、消防庁より伝達される土砂災害警戒情報や竜巻注意情報等の防災情報を受信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)により、自動的にその内容をスピーカーで放送し住民へ周知するよう努める。
- 町は、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備等を促進し、停電時を想定した、実践的な訓練を実施し防災体制の強化を図る。

第2章 災害予防対策

4 災害情報収集体制の確立

- 町は、災害時における迅速な災害情報収集体制の確立を図るため、県で整備した宮城県総合防災情報システム（MIDORI）等を利用し、発災初動時における情報収集体制の確立に努める。

5 地域住民に対する通信手段の整備

- 町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線及び携帯電話のみならず、メディアの活用、アマチュア無線等、情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

1 地域住民等からの情報収集体制の整備

- 町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報伝達手段の確保

- 町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、県が計画する公共情報コモンズを介し、NHK、民間放送等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、データ放送等のほか、各種ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。なお、防災行政無線に関しては、音声を受信できる防災ラジオの導入等について検討する。

3 要配慮者への配慮

- 町は、各種福祉関連団体と協働し高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付）、デジタルサイネージ（情報が常に流れているもの）の他、聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の導入を検討する。

6 孤立想定地域の通信手段の確保

- 町は、災害による道路寸断時等に孤立が予想される地域において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努め、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟に努める。

第2章 災害予防対策

7 非常用電源の確保

- 町は、非常災害時の通信の確保を図るため、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。
- 町は、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見による堅固な場所への設置等に努める。

8 大容量データ処理への対応

- 町は、災害時における画像等の大容量データの通信を可能とするため、通信ネットワークの体系的な整備に努めるとともに、大量のデータ処理によるサーバ負荷の軽減のため、サーバの分散を図る。なお、サーバについては、データのバックアップや非常用電源設備の確保を図るとともに、堅ろうな場所への設置に努める。

9 互理消防本部における災害通信網の整備

- 互理消防本部においては、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。
- 互理消防本部は、無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実を図り、災害時の通信手段の確保に努める。
- 互理消防本部は、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する。

第2章 災害予防対策

第1.1節 職員の配備体制

| | |
|---------|----------------------------------|
| 主な実施担当 | 全課 |
| 防災関係機関等 | 仙台地方振興事務所、自衛隊第2施設団、亶理消防本部、山元町消防団 |

1 方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に多く動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を動員・配備し、その活動体制に万全を期する。さらに町は、他の防災関係機関と連携を図り、平常時から組織ごとの配備・動員計画や業務継続計画（BCP）を定めておく。なお、休日、夜間等の勤務時間外の配備体制についても、同様に定めておく。

2 職員の動員・配備体制の強化

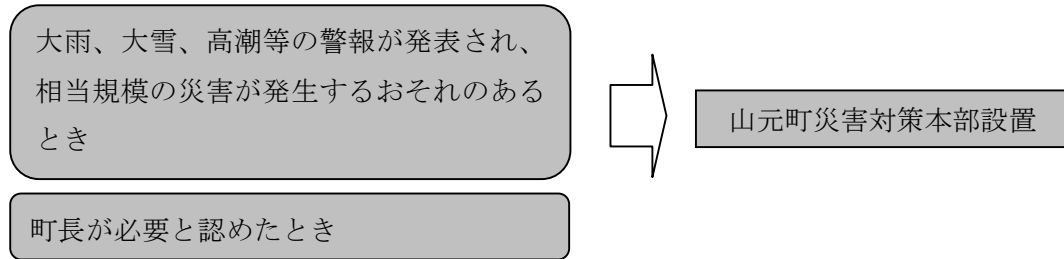
- 町は、管内において大雨、大雪、高潮等の警報が発表され、災害の発生が予想される場合には、職員が速やかに警戒本部等所定の配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、第3章第5節「防災活動体制」参照）

1 災害警戒配備体制

- 町内で大雨、大雪、高潮等の警報が発表されたとき、速やかに警戒本部等所定の配備体制が敷けるよう体制整備を図る。また、町長不在時の指示伝達体制についても整備する。
- 町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、町が一体となった体制がとれるよう、町地域防災計画に定める配置基準、配置内容等と十分整合を図る。
- 町は、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ気象予報等に応じた登庁者等について、町地域防災計画に定める配置基準・内容に従って定めておくものとする。

第2章 災害予防対策

2 災害対策本部



- 町内で大雨、大雪、高潮等の警報が発表され、相当規模の災害が発生するおそれのあるとき、あるいは町長が必要と認めたときには、山元町災害対策本部を設置する。なお、局地災害の応急対策を強力に推進するために特に必要があると認めるときは、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う。

3 災害対策本部各部長の責務

- 災害対策本部各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底しなければならない。
 - ア 班内の所掌事務、配備職員及び責任者
 - イ 配備職員の連絡先並びに休日及び時間外における連絡体制

3 職員参集手段等の検討

- 町は、休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等幹部職員及び担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立上げが可能な体制を構築しておく。
- 各課長は、所属職員の住所及び連絡方法を把握し、直ちに職員を動員できるような体制を構築するものとする。
- 町は、勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、警備員による24時間体制で対応する。
 - ア 勤務時間外において、警備員が気象警報及び災害発生のおそれのある異常現象発見等の通報を受領したとき、又は非常事態の発生を知ったときは直ちに危機管理室長及び関係課長に連絡するよう定めておく
 - イ アの通報を受けた危機管理室長は町長に報告するとともに、その指示に従い関係課長に伝達し、関係課長は必要に応じ所属職員を所定の系統により動員し、警報の伝達、情報収集、その他応急対策実施の体制を取るよう定めておく
 - ウ 勤務時間外における配備要員の動員は第3章第3節4の系統により行う
 - エ 町長不在時には、副町長又は危機管理室長が職務を代理する

第2章 災害予防対策

4 災害対策本部の運営体制の整備

- 町は、災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。(災害対策本部の設置方法は、第3章第5節「防災活動体制」参照)
 - ア 気象警報等発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する
 - イ 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等の備蓄等を推進する
 - ウ 本部の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく
 - (ア) 動員配備
 - (イ) 参集方法
 - (ウ) 本部の設営方法
 - (エ) 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

5 情報連絡体制の充実

- 町は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、防災関係機関と平常時から次のように、防災組織相互の連絡調整体制の整備を図っておく。

1 情報連絡体制の明確化

- 町は、情報伝達ルート多重化及び情報収集・連絡体制の窓口等の明確化に努める。

2 勤務時間外での対応

- 町は、防災関係機関と相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なよう、連絡窓口等、体制整備を図っておく。

6 防災関係機関との協力体制の充実

- 町は、災害時に迅速かつ円滑な防災関係機関相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

1 積極的な情報交換の実施

- 町は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災関係機関相互間の協力体

第2章 災害予防対策

制の充実を図っておく。

2 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

- 町は、災害時の通信体制を整備するとともに、非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練に努める。

7 県との連絡体制の整備

- 県は、町への災害対策支援のため、次の職員を派遣するものである。
- 町は県と連携を図り、受入れ体制を整備しておく。

1 初動派遣職員の派遣

- 県は、大規模災害において、震度6弱以上を観測した市町村との連携強化を図り、初動期における被害情報の収集及び県と市町村の連絡調整を行うため、あらかじめ指定した職員を派遣するものである。

2 災害対策本部会議連絡員の派遣

- 県は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、町からの応援を要請された場合に災害応援従事職員を派遣する。

3 災害応援従事職員の派遣

- 県は、被災市町村に対し、災害応急対策等の支援及び連絡調整を図るため、関係機関の長と調整し、専門的知識を有する職員等で構成するチームを決定し派遣するものである。

8 自衛隊との連絡体制の整備

- 自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならないため、町は、自衛隊への災害派遣に関する必要な次の事項について整備しておく。

1 連絡手続き等の明確化

- 町は、県と連絡が取れない場合の自衛隊の災害派遣について、連絡手続き等を迅速に実施できるように整備しておく。(第3章第9節「自衛隊の災害派遣」参照)

第2章 災害予防対策

2 自衛隊との連絡体制の整備

- 町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。

9 関係機関の配備体制

1 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等

- 防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要な職員を動員し、町や県等と相互に協力のうえ、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に関する災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。
- 各防災関係機関との連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておくものとする。

2 公共的施設等の管理者

- 医療機関、不特定多数の集客施設、老人ホーム等要配慮者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模災害に備えて職員の配備体制を整備する。

3 消防職員・消防団員の動員配備

- 町及び消防本部は、消防職員及び消防団員の配備体制の基準、内容及び基準に対応した所要の職員の動員体制を定める。伝達方法は、通信設備及び防災行政無線を使用し要請する。

4 消防機関の警戒配備

- 大規模な災害が発生した場合は、火災が発生する確率が高く、大規模な火災につながる可能性があるため警戒体制を取る。
- 消防職員及び消防団員は、火災警報を発表した場合、火災危険区域内において無線車又はポンプ車等により巡視し、出火防止の広報活動を行うとともに、区域内の状況について情報の収集にあたる。
- 消防団員は、消防水利を確保するため常に消火栓、防火水槽等の点検を行い、降雪の際は雪かき等の処置を講ずる。

10 防災担当職員等の育成

- 町は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。

第2章 災害予防対策

1.1 人材確保対策

- 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む）の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努める。

1.2 マニュアルの作成

- 町は、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

1.3 業務継続計画（BCP）

1 業務継続性の確保

（1）業務継続計画（BCP）の策定

- 町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定等により、業務継続性の確保を図る。

（2）業務継続体制の確保

- 町は、実効性のある業務継続体制を確保するため、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討等を行う。

2 電源及び非常用通信手段の確保対策

（1）電源及び非常用通信手段の確保

- 町は、それぞれの機関の主要な施設・設備において、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常用通信手段の確保に努める。

（2）再生可能エネルギーの導入推進

- 町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定し、応急活動の拠点となる施設等への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進する。

第2章 災害予防対策

第1章
風水害

第2章
風水害

第3章
風水害

第4章
風水害

3 データ管理の徹底

- 町は、東日本大震災時に、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認の情報が役立ったことを踏まえ、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等の情報、及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の強化等による重要データの消失を防止するとともに、これらを扱う情報システムを継続的に維持・稼働させることができるよう、整備保全を図る。

4 職員のメンタルヘルスケア

- 町は、災害への対応が長期に渡ることを鑑み、職員のメンタルチェックをきめ細かに行えるよう、あらかじめ体制を検討する。

第2章 災害予防対策

第12節 防災拠点等の整備

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 危機管理室、企画財政課、震災復興企画課、事業計画調整室、震災復興整備課、学務課、生涯学習課 |
| 防災関係機関等 | 仙台土木事務所、仙台河川国道事務所、東北森林管理局 |

1 方針

町は、災害時における防災対策を推進するうえで重要となる避難所、避難路、役場庁舎等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図るとともに、浸水防止機能確保に努める。また、災害時に必要となる防災物資、資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図るものとする。

2 防災拠点の整備

- 町は、防災関係機関との相互応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開・宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。
- 町は、県と連携して、広域的な応援人員の集結や、各種資機材・物資の集積が可能となる施設として、既存施設の活用等について検討する。

1 役場庁舎及び代替施設

- 町は、役場庁舎やその他防災関係施設の耐震性、耐火性を強化する。
- 町は、被災した場合に役場庁舎に代わる施設として庁舎周辺施設（車庫駐車場等）での仮設対応を検討する。
- 町は、災害対策本部を移設する旨を関係機関並びに住民に対し速やかに通知する。
- 町は、代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。

2 地区の自主防災活動施設

- 町は、平常時には防災訓練や防災知識の普及の場あるいは住民の交流の場として、また、災害時には避難、消火、応急救護、自主防災組織の活動施設として、各小中学校を活用する。
- 町は、県と連携して、広域的な応援人員の集結や、各種資機材・物資の集積が可能となる施設として、既存施設の活用等について検討する。
- 自主防災組織は、東日本大震災での経験をもとに、災害現場での災害応急活動が迅速か

第2章 災害予防対策

つ円滑に実施されるように、行政区を跨いだ地域でのコミュニティ防災活動施設の整備充実を努める。

- 町及び防災関係機関は、それらの施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた無線機等の非常用通信手段の確保を図る。
- 町及び防災関係機関は、災害時に地域住民が避難してくることを想定し、町の指定避難所に食料・飲料水・物資等の備蓄を行う。

3 臨時ヘリポート及び物資集積場所の確保

- 町は、災害時の輸送の拠点となる臨時ヘリポート及び物資集積場所を指定し、必要に応じて施設等の整備を行う。
- 町は、臨時ヘリポートを選定する場合、県の定める防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準により行う。

4 防災用資機材等の整備

1 防災用資機材

- 町は、応急活動用資機材の整備充実について、自立防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実を図る。
- 町は、自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材（発電機、投光機、毛布等）の整備、役場と自主防災組織との連絡手段の確保（移動系防災行政無線）を図る。

2 水防用資機材

- 町は、災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実を図る。

5 防災備蓄倉庫の整備

- 町は、被災地における迅速な対応を図るためには、平常時より物資及び資器材等の各避難所等への分散備蓄に努める。

6 防災用資機材の確保対策

1 地域内での確保対策

- 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材が地域内で確保できるよう努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不

第2章 災害予防対策

足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

2 備蓄困難な資機材の確保対策

- 町は、支援物資を取り扱う業者一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス等の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。

3 救助用重機の確保対策

- 町は、災害発生時において、倒壊建築物からの人命救助等に利用する建設用大型重機の確保に努める。

第2章 災害予防対策

第13節 相互応援体制の整備

| | |
|---------|-----------------|
| 主な実施担当 | 総務課、危機管理室、企画財政課 |
| 防災関係機関等 | 巨理消防本部、巨理警察署 |

1 方針

大規模災害時には、その業務量と時間的制約等により、本町のみでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、町は、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図る。さらに、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体間との協定締結も考慮するとともに、多種多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。

2 相互応援体制の整備

1 受入れ体制の整備

- 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。
- 町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の市町村及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

2 協定の締結

- 町は、平常時から協定を締結する等、計画具体化・連携の強化を推進し、災害発生時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。

3 外部専門家による支援体制の構築

- 町は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

第2章 災害予防対策

3 市町間の応援協定

※ 協定の締結状況については、資料9参照

1 相互応援協定の締結等

- 町は、行政機能の喪失又は著しい低下への対策も含め、自治体間の応援・協力活動等が円滑に行われるように、必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結する等、その体制を整備する。
- 町は、相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当課等の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

- 町は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」に基づき、平常時から連携強化を図り、相互応援体制の確立に努める。

3 遠方の市町村間の相互応援協定

- 町は、相互応援協定の締結に当たり、近隣の市町村に加え大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。

4 連携・応援体制の強化

- 町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の応援等に係る情報交換を行う。
- 町は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

4 訓練及び情報交換の実施

- 町は、相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結先との平常時における訓練及び情報交換等を行う。

第2章 災害予防対策

1 連携体制の構築

- 町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

2 応援体制の強化

- 町は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練等において応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。

5 緊急消防援助隊受援体制の整備

- 亘理消防本部は、大規模災害時において、宮城県内の消防力で十分な救援活動を実施することができないと認められる場合は、緊急消防援助隊からの応援を受けることができる。
- 亘理消防本部は、緊急消防援助隊の迅速かつ円滑な実施を図るため、緊急消防援助隊合同訓練に積極的に参加するとともに、当該訓練結果を活かし、「宮城県緊急消防援助隊受援計画」の実効性の確保に努める。

6 非常時連絡体制の確保

1 非常時連絡手段の確保

- 町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関とは、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。

2 通信不通時の連絡ルールの策定

- 町は、通信不通時の連絡方法（担当者が集合する場所等）についても、事前にルールを決めておく等、連絡体制の確保に努める。

7 資機材及び施設等の相互利用

1 相互応援体制の強化

- 町は、食料、飲料水、燃料、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第2章 災害予防対策

8 関係団体との連携強化

- 町は、他市町村間や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、訓練を実施するほか、活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図る等、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。
- 町は、民間事業者へ委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく等、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

第2章 災害予防対策

第14節 医療救護体制の整備

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 保健福祉課 |
| 防災関係機関等 | 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）、日本赤十字社宮城県支部山元分区、 亘理郡医師会 |

1 方針

大規模災害時には、短時間に多数の方々がけがや病気になり、医療機関での診療・治療を必要とするようになるが、医療機関の機能（医療スタッフや器材、医薬品等）にも限りがある。災害時に制約された条件下で1人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うためには、病気やけがの緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めることが必要になる。また、医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性があり、迅速な医療救護が要求される。

町は医療関係機関と緊密な連携を図りながら、住民の生命と健康を守るため、医療救護体制の整備に努める。

2 初期医療体制の整備

- 町は、次により初期医療体制の整備を図る。

1 医療救護活動の担当部門の設置

- 町は、震災が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設けること及び責任者をあらかじめ決めておく。
- 町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。
- 町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。

2 医療救護所の指定

- 町は、亘理郡医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定し、住民に周知を図る。また、重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。
- 町は、要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域災害医療支部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。

第2章 災害予防対策

- 仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）は、平常時から町の医療救護所の設置される場所を確認しておく。

3 地域医療関係機関との連携体制

- 町は、亘理郡医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。

4 医療救護班の編成

- 町は、地域の実情に合わせた医療救護班をあらかじめ編成しておく。編成にあたっては亘理郡医師会、公的病院等医療機関の協力を得る。町独自で医療救護班編成が困難な場合は、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）の協力のもと、広域圏で編成する。
- 町等で編成された医療救護班については、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）へ報告する。変更した場合も同様とする。

5 応急救護設備の整備と点検

- 町は、震災が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに、定期的に点検を行っておく。

6 在宅要医療患者の医療救護体制

- 町は、人工透析、人工呼吸器使用、在宅酸素療法、インスリン治療等で、在宅で薬剤治療、医療処置を必要とする在宅要医療患者の災害時医療について、必要な医療が確保できるように、医療体制を整備する。

3 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具の整備

- 町は、岩沼薬剤師会と発災時の医薬品供給に関する協定を締結する等により、医療救護所で使用する医薬品等の確保に努める。
- 町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、亘理郡医師会や岩沼薬剤師会とあらかじめ協議しておく。

4 心のケアへの対応

- 町は、災害により心理的外傷を受けた人に対し、適切なケアができるよう、仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）等と連携し、必要なスタッフの派遣について協力を依頼する。

第2章 災害予防対策

5 医療体制等の整備

- 町は、互理消防本部・医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、警察・道路管理者による交通規制の実施や陸上輸送が困難な場合の県防災ヘリコプターによる搬送の要請等、関係機関との調整を行う。なお、医療機関等の状況については、資料14～18を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、本計画に基づく訓練を実施する。

6 災害情報の収集・連絡体制の整備

- 町は、医療機関の被害状況や医療機関にきている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握できるようにするため、消防、医療機関等をネットワーク化した緊急医療情報システムの構築をはじめとする情報通信手段の多重化を検討する。
- 町は、県と連携し、災害時の情報連絡体制を確保するため、衛星電話、災害時優先電話、MCA*無線等の複数の通信手段の整備に努める。

※MCA方式とは：Multi Channel Access System の略で複数の周波数を多数の利用者が効率よく使える業務用無線通信方式の一つ。混信に強く、無線従事者の資格が必要ない等の特徴がある。地方公共団体での導入事例がある。

7 傷病の程度判定（トリアージ）

- 医療機関等は、1人でも多くの傷病者を救うために、防災訓練等の機会を通じ、災害時におけるトリアージ*の実施についての習熟を図る。
※トリアージとは「病気やケガの緊急度や重症度」を判定して「治療や後方搬送の優先順位を決める」ことをいう。

第2章 災害予防対策

第15節 緊急輸送体制の整備

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 企画財政課、産業振興課、まちづくり整備課 |
| 防災関係機関等 | 自衛隊第2施設団、亶理警察署、東日本高速道路(株)東北支社、東日本旅客鉄道(株) |

1 方針

大規模な災害時における物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となることから、町は関係機関と連携し、あらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておく。

2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定

- 町は、他の道路管理者及び関係機関と協議し、災害発生後の避難、救助をはじめ、物資の輸送、諸施設の復旧等応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路（以下「緊急輸送道路」という。）を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画の策定を行い、当該道路防災対策の万全を期する。（資料8参照）

2 緊急輸送道路の整備

- 町は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議のうえ、協定等を締結する。また、他の道路管理者と連携を図り、食料等の緊急輸送道路として確保できるよう関連道路の整備及び管理に努めるとともに、倒壊や崩壊により道路の機能が失われることのないよう、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。

3 緊急輸送体制

1 緊急通行車両の事前届け出

- 町は、町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届け出を行う。

2 届出済証の受理と確認

- 町は、県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると

第2章 災害予防対策

認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

- 町は、届出済証の交付を受けた車両については、災害が発生し、緊急通行路が指定された際に亶理警察署において緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

3 関係機関との連携

- 町は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県及び関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急輸送の円滑な実施と物資の安定的な供給を目指し、必要に応じて(社)宮城県トラック協会等と協定等の締結に努める。

4 緊急輸送の環境整備

- 町は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に関する支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進に努める。

5 燃料優先協定の締結

- 町においては、災害時における燃料供給について、ガソリンスタンド等から必要な給油を確実に受けられるように、優先順位や費用措置等を含め、民間企業等と協定の締結を検討する。
- 町は、災害応急対策に従事する車両に対し、支援物資輸送のための民間トラック等も含めて優先給油を行う方策を検討しておく。

第2章 災害予防対策

第16節 避難対策

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 危機管理室、保健福祉課、地域包括支援センター、産業振興課、まちづくり整備課、学務課、生涯学習課 |
| 防災関係機関等 | 山元町消防団、亶理警察署、山元町民生委員児童委員協議会 |

1 方針

大規模災害発生時には、多数の住民や来訪者が避難することが考えられる。東日本大震災時の避難行動においては、自動車の利用が非常に多く、避難路の問題点としても「渋滞」等の自動車に関する問題点が多く挙げられていた。

町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、緊急に避難する場所としての指定緊急避難場所・指定避難所へ向かう避難路等の整備、災害発生後に住民や来訪者等が円滑に避難できるよう、避難対策を強化する。

2 避難誘導體制

- 町は、避難準備情報、避難勧告、避難指示等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、避難準備情報、避難勧告又は避難指示を行う基準を設定する。
- 町は、避難場所、避難路をあらかじめ指定し、円滑な避難のため、日頃から住民への周知徹底を図る。
- 町は、各地区の避難に当たって、住民への避難情報の伝達及び避難者の避難所への誘導をする「避難誘導員」を自主防災組織、消防団等を中心にあらかじめ定めておく。
- 町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等のコミュニティを活かし、避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」を指定する等、避難体制の整備に努める。
- 町は、災害に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- 施設等の管理者は、来訪者の安全確保のため、平常時から避難場所を示す標識を設置する等、広報に努める。

1 行動ルールの策定

- 町は、消防職員、消防団員、水防団員、警察官、町職員等防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、過度な負担とならないよう役割分担等の明確化等、具体的な対応方策についての行動ルールを定める。

第2章 災害予防対策

2 避難誘導・支援の訓練の実施

- 町は、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直す。

3 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

- 町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

4 情報入手手段・装備の確保

- 町は、避難誘導にあたる者等が警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団員へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

3 避難行動要支援者の支援方策

1 避難行動要支援者の支援方策の検討

- 町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導、救助を優先して行うとともに、避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

2 避難行動要支援者名簿

- 町は、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

(1) 名簿の作成・更新

- 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。
- 町は、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

(2) 名簿の提供

- 町は、避難支援等に携わる関係者である町消防機関、警察、民生委員・児童委

第2章 災害予防対策

員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練等を実施する。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置等を実施する。

(3) 避難行動要支援者の移送

- 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難行動要支援者の支援体制の整備

- 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の了解を得たうえで、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練等を実施する。

4 社会福祉施設等における対応

(1) 動員計画及び非常招集体制等の確立

- 社会福祉施設等の管理者は、災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

(2) 緊急時情報伝達手段の確保

- 町及び社会福祉施設等の管理者は、災害の発生に備え、停電や回線のふくそう等を考慮しつつ、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

(3) 非常時持ち出し品の確保対策

- 社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の避難場所での備蓄等持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を平常時から行うよう努める。

5 在宅者対応

(1) 情報共有及び避難支援計画の策定

- 町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者の了解を得たうえで、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定や支援体制の構築等に努める。

第2章 災害予防対策

(2) 避難支援に配慮した方策の検討

- 町は、避難支援計画を検討する中で避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する等、避難支援に配慮した方策の検討も行う。

6 外国人等への対応

- 町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。
 - ア 地域全体での要配慮者の支援体制の整備に努める
 - イ 避難場所や避難路の標識等について、図や記号の活用等により分かりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する
 - ウ 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める

4 避難場所の確保

1 避難場所の指定及び周知徹底

- 町は、災害から管内の住民が一時避難するための場所について、公園緑地(築山を含む)、グラウンド、体育館、学校、公民館等の公共施設を対象として、管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の避難場所をあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底に努める。
- 町は、万一指定緊急避難場所が被災するおそれがある場合は、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要が生じることについても、周知徹底に努める。

2 公共用地等の有効活用

- 町は、避難所の確保において、国、県と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

3 教育施設等を指定する場合の対応

- 町は、学校等教育施設(私立学校を含む)を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時に的確な対応が取れるよう十分に協議する。

4 交流拠点の避難場所への活用

- 町は、高齢化、人口減少が進む中で、学校、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等を地域住民の交流拠点として整備を進め、これらを緊急時の避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。

第2章 災害予防対策

5 備蓄倉庫及び通信設備の確保

- 町は、避難所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。

6 指定緊急避難場所の指定基準等

指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、高潮、大規模な火事、内水氾濫とする。本町の地形は平野が広く、また高齢者は町の人口に対して約3割と避難時の要配慮者が多いことなどの地域特性から自動車避難に対応できる場所が確保できること。また、歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定することとする。

(1) 指定緊急避難場所の指定基準

① 管理条件：

- ア 災害が切迫した状況において、速やかに、開設される管理体制を有していること

② 立地条件：

- ア 異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること
- イ 二次災害・複合災害の危険性のない場所であること
- ウ 崖崩れ等土砂災害のおそれのない場所であること
- エ 危険物施設等が近くにないこと

③ 構造条件：

- ア 上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること
- イ 対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること（資料2参照）
- ウ 夜間照明及び情報機器等を備えていること
- エ 建物の場合は、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備が整備されていることが望ましい

(2) 道路盛土等の活用

- 町は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

第2章 災害予防対策

5 避難路の確保

- 町は、指定緊急避難場所、指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。
 - ア 十分な幅員があること
 - イ 万一来に備え、複数の経路を確保すること
 - ウ 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること
- 町は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会（警察）と協議し、避難路の確保を図るとともに、危険施設（ブロック塀等）の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

6 避難路等の整備

1 避難路・避難階段の整備・改善

- 町は、住民等が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、地域の実情に応じ、適宜、避難路を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。
- 町は、避難路の整備に当たっては、災害による段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯等による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。

2 避難路等の安全性の向上

- 町は、避難経路に面する建物の強化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう対策を実施する。
- 町は、歩行者と車の同時利用を考えて、避難路の確保を検討する。

3 避難誘導標識等の設置

（1）避難誘導標識等の整備

- 町は、指定した避難路について、誘導標識等を設置し、避難場所や避難路・避難階段の位置等を町のいたる所に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示する等、住民等が日常の生活の中で、円滑な避難ができるような取組を行う。

（2）多言語化の推進

- 町は、避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言

第2章 災害予防対策

語の併記標示を進め、外国人の避難に支障のないよう努める。

(3) 道路の交通容量の確認

- 町は、原則徒歩での避難の徹底を図りながら、自動車での避難が多くなるおそれがある場合は、交差点部や橋梁部等、渋滞が発生する可能性のある場所において、十分な容量が確保されているかの確認を行う。

7 避難計画の整備

1 避難計画の策定及び周知徹底

- 町は、下記の事項に留意し、避難場所、避難経路等を明示した具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。
- 町は、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所等や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。
- 町は、避難計画の作成に当たり、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係団体、及び社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者情報の共有や避難支援者をあらかじめ明確にしておく等、避難行動要支援者の避難支援の体制構築に配慮する。
 - ア 避難の勧告又は指示を行う具体的な発令基準（資料5）及び伝達方法
 - イ 避難路及び避難経路、誘導方法
 - ウ 指定緊急避難所の名称、所在地、収容人員
 - エ 指定避難所の名称、所在地、収容人員

2 公的施設等の管理者

- 学校、病院、公民館等の不特定多数の人が利用する施設の管理者は、大規模災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

8 避難に関する広報（資料33参照）

- 町は、指定避難路等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、浸水想定区域、避難場所・避難所・避難路等を記載した水害に関するハザードマップ、土砂災害危険箇所・避難場所・避難所・避難経路等を記載した土砂災害ハザードマップ、防災マップ、風水害等災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等へ周知を図る。

第2章 災害予防対策

- 町は、決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池についてもハザードマップ等を作成し、住民等に配布するとともに、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ検討を行う。
- 町は、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、防災行政無線等の整備拡充を図る。

9 施設の管理者への指導

- 町は、学校、病院等不特定多数の者が利用する施設の管理者に対して、災害等を想定した施設利用者の避難誘導計画を定め、従業員等に周知徹底を図るよう指導する。

10 教育機関における対応

1 児童生徒等の安全対策

(1) 引渡しに関するルールの方策

- 町及び教育委員会は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

(2) 安全確保対策の検討

- 学校等の校長又は園長（以下「校長等」とする）は、災害が発生した場合又は市町村等が避難の勧告若しくは指示を行った場合等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。

(3) 引渡し対応の検討

- 校長等は児童生徒の引渡しについては、平常時から家庭の状況を把握し、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校等に留めるなどの事前の協議・確認を行うとともに、登下校中に災害が発生した場合の対応や、児童生徒等を引渡さず保護者とともに学校等に留まることや避難行動を促す等対応等についても併せて検討する。

2 連絡・連携体制の構築

- 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第2章 災害予防対策

第17節 避難収容対策

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 危機管理室、保健福祉課、地域包括支援センター、産業振興課、まちづくり整備課、学務課、生涯学習課 |
| 防災関係機関等 | |

1 方針

大規模災害発生時には、火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがあるため、町は、事前に指定する避難所等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

2 指定避難所の確保

- 町は、風水害等による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するための指定避難所として、避難収容施設をあらかじめ指定確保し、整備を図る。この場合、指定避難所は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止等の事態に耐える施設とする。(資料2参照)

1 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底

- 町は、指定避難所の整備に当たり、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を緊急に避難する避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

2 指定避難所の代替施設の指定基準

- 町は、避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。
 - ア 規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること
 - イ 構造条件：速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること
 - ウ 立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
 - エ 交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

第2章 災害予防対策

3 指定避難所等の選定条件

(1) 規模条件

被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること

※避難所の必要面積 短期間（1～3日程度）：1.6 m²/人

長期間（3日を超える期間）：3.2 m²/人

また、今後の避難者数の増減を考慮し、施設の整備目標を「2.0 m²/人」とする。

(2) 構造条件

速やかに、被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること

(3) 立地条件

想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること

(4) 交通条件

車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること

(5) 救援、救護活動を実施することが可能であること

(6) 給水、給食等の救助活動が可能であること

(7) その他被災者が生活するうえで、町が適当と認める場所であること

4 指定避難所の施設・設備の整備

(1) 指定避難所の施設の整備

- 町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、電気通信事業者と連携して特設公衆電話の事前設置、マット、簡易ベッド、非常用電源、洋式トイレ等要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。

(2) 物資等の備蓄

- 町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や避難所ごとに避難者数を想定して、必要最小限の飲料水、食料、常備薬、炊き出し用具、毛布及び災害用トイレ等のほか、要配慮者に対応した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。

5 避難所の運営・管理

- 町は、避難所の管理体制を整備するため、次の事項を実施する。
 - ア 避難所の管理責任者を町があらかじめ決めておく
 - イ 避難所の運営に必要な資機材等の整備に努める
 - ウ 運営に必要な事項について、あらかじめ避難所設置・運営マニュアル等を作

第2章 災害予防対策

成する

- エ 住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める
- オ 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について、当該施設の管理者等と定期的に検討を行い、避難機能の整備充実に努める
- カ ボランティア活動が円滑に行われるよう、あらかじめ準備する
- キ 避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める
- ク より早い段階での避難所の衛生状況の改善と感染症対策のため、避難所における感染症発生状況調査の実施時期と実施体制を事前に検討しておくこと
- ケ 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく

6 県有施設を指定避難所とする場合の対応

- 町は、県有施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ県と使用する施設の区分(施設ごとの個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、防災拠点としての機能が損なわれないよう努める。

7 学校等教育施設を指定避難所とする場合の対応

(1) 運営体制等についての協議

- 町は、学校等教育施設を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的であることを認識のうえ、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と、使用する施設の区分(校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等)や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努める。

(2) 防災機能の強化

- 町は、公立の小中学校については、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置、通信設備等を整備することにより、災害時の応急避難場所として、防災機能の強化に努める。

8 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備及び指定

第2章 災害予防対策

- 町は、県と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が介護・医療的ケア等の相談等の必要な支援が受けられる等、安心して避難生活ができるよう配慮がなされた福祉避難所の整備や民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 福祉避難所の指定基準

バリアフリー化等要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、また相談や助言等の支援を受けることができる体制等を有すること。

(3) 他市町村での受入れ拠点の確保

- 町は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を町外で受入れる施設の確保に努める。

9 広域避難の対策

- 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結する等、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

3 避難の長期化対策

1 栄養状況調査の実施

- 町は、災害時の避難所調査の実施方法・体制や、栄養指導、食事の改善、栄養補助食の提供を行う体制を整備する。

2 生活環境の確保

- 町は、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッド等要配慮者への配慮や女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保等女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。
- 町は、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。
 - ア 通信機材
 - イ 放送設備
 - ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）
 - エ 炊き出しに必要な機材及び燃料
 - オ 給水用機材
 - カ 救護所及び医療資機材

第2章 災害予防対策

- キ 物資の集積所
- ク 仮設の小屋又はテント
- ケ 防疫用資機材
- コ 工具類

4 避難所における愛護動物の対策

- 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を可能な限り避難所開設・運営マニュアルに記載する。

5 応急仮設住宅対策

- 町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）用の用地を把握し、（社）プレハブ建築協会と連携を図り、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備に要する供給体制の整備に努める。

6 帰宅困難者対策

1 基本原則の周知

- 町は、大規模災害発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送等の応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則について、平常時から積極的に広報し、住民、企業等、関係団体等への周知を図る。

2 安否確認方法の周知

- 町は、帰宅困難者とその家族間において安否確認が取り合えるように、携帯電話災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル（171）等の複数の安否確認手段や、家族間であらかじめ確認手段を決めておく必要性について周知を図る。

3 企業・学校等の取組の促進

- 町は、企業・学校等が従業員や顧客、児童生徒などを一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐久化、大型の什器・備品の固定の促進を図る。

第2章 災害予防対策

4 避難対策

(1) マニュアルの作成

- 町は、連携して帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。

(2) 情報伝達体制の整備

- 町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化する。
- 町は、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行う。

(3) 備蓄の確保

- 町は、帰宅困難者が避難することが想定される一時滞在施設等において、食料・物資・医薬品等の備蓄を行う。

5 徒歩帰宅者対策

- 町は、事業者・団体と協定を締結し、徒歩帰宅者に対して飲料水、トイレ、交通情報等の提供を行う協定締結先の拡充に努める。

6 訓練の実施

- 町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練の実施を推進する。

7 帰宅支援対策

- 町は、鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講ずる。
- 町は、タクシー事業者や福祉事業者等と連携し、要配慮者の交通手段の確保にも努める。

7 被災者等への情報伝達体制等の整備

1 情報伝達手段の確保

(1) 多様な伝達手段の確保

- 町は、被災者等への情報伝達手段として、特に防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、CATV、臨時災害FM、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ソーシャルメディア等のあらゆる媒体の活用による多様な伝

第2章 災害予防対策

達手段の整備に努める。

- 各家庭への戸別受信機の導入について、検討する。

(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備

- 町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

2 役割・責任の明確化

- 町は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努める。

3 生活情報伝達体制・施設・設備の整備

- 町及び放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

4 居住地以外の市町村への避難者への対応

- 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

第2章 災害予防対策

第18節 食料、飲料水及び生活物資の確保

| | |
|---------|--|
| 主な実施担当 | 危機管理室、企画財政課、保健福祉課、地域包括支援センター、産業振興課、上下水道事業所 |
| 防災関係機関等 | |

1 方針

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要であることから、災害発生直後から時間経過に応じて、被災者に対し円滑に食料、飲料水、燃料及び生活物資の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達及び輸送体制の整備を図っていく。

2 住民への啓発

- 町は、防災の基本である「自らの生命は自ら守る」という原則に基づき、最低3日分の食料（そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルト食品、缶詰等）及び飲料水（缶入りやペットボトルのミネラルウォーター等）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう啓発に努める。
- 町は、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品について準備しておくよう指導する。
- 町民は、地域における住民相互扶助の仕組みづくりを進め、最小限度の被害に抑止するための防災体制の構築に努める。
- 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら、3日分の食料、飲料水の備蓄に努める。
- 町は、町民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災市町村の負担になること等、被災地支援に関する知識の普及に努める。

3 食料及び生活物資等の供給計画の策定

- 町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定される等地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めておく。

第2章 災害予防対策

- その際、物資の調達、在庫管理、物資ニーズ収集等における、分類方法の違いによる需要と供給のミスマッチを避けるため、救援物資の分類方法も統一しておく。

4 食料及び生活物資の確保

1 食料・生活物資の確保

- 町は、県の被害想定調査結果等を参考にしながら町の備蓄食料の目標数量を定め、クラッカー、缶詰、レトルト食品等の調理を要しないか、又は調理が容易な食品で、保存期間が5年程度のもを非常用食料として計画的に備蓄することに努める。
- 町は、生活必需品等について、町として備蓄が必要な品目及び数量について検討し、計画的に備蓄することに努める。
- 町は、備蓄物資について台帳等の整備を行い、定期的に保存状態を確認するとともに、食料については、期限の切れるものから順次、防災訓練等の機会に使用するものとする。
- 大きな災害時にはトイレが不足する事態も考えられるため、町は災害用トイレや凝固剤等の備蓄に努める。
- 町は、備蓄物資を補完するため、スーパーや生活協同組合等関係業者等とあらかじめ協定を締結する等、災害時における調達先を確保しておくものとする。

2 初期の対応に十分な備蓄量の確保

- 町は、備蓄を行うに当たって、備蓄場所、品目、数量等の点検・洗い出しの調査を行い、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立ち、各々で想定される最大避難者数の3日分等、初期の対応に十分な量の物資を備蓄する。

3 公共用地、国有財産の有効活用

- 町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

4 集中備蓄・分散備蓄体制の整備

- 町は、仮設トイレや投光器等物資の性格に応じ、大型で数量が少なく、緊急性を要しないものは集中備蓄、災害発生後に被災地において大量に必要となり迅速に対応すべきものは、避難所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行い、体制の整備を検討する。

5 備蓄拠点の整備

- 町は、備蓄拠点について、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

第2章 災害予防対策

6 備蓄物資の選定時の配慮

- 町は、備蓄物資の選定に当たっては、管理栄養士等の意見を聞くなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。

7 データベースの構築とパッケージ化の検討

- 町は、あらかじめ、予想される被災者の数、高齢者の数等のデータベースの構築等に努め、発災時点でその数を予測することができるようにしておくとともに、発災後3日間を目安に、飲料水・食料・生活用品(毛布・タオル・マスク・歯ブラシ・食器・ティッシュ・ラップ等)をパッケージ化して備蓄しておくことも検討する。

8 食料及び生活物資の供給体制の確保

- 町は、救援物資の集積場所及び管理体制等を定めておき、必要に応じて施設の整備等を行う。
- 町は、炊き出し実施場所をあらかじめ定めておくとともに、日赤奉仕団等実施協力団体と必要に応じて協議を行い、円滑な食料供給ができるようにしておく。また、炊き出しに必要な調味料、器具及び食器等の備蓄・調達についても検討しておくものとする。
- 町は、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結する等、災害時における調達先を確保しておく。

5 飲料水の確保

1 備蓄

- 町は、被害想定等を参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。

2 給水資機材

- 町は、災害時における応急給水に必要な給水車、給水タンク、給水用ポリ容器、給水用ポリ袋等の給水資機材を計画的に備蓄することに努める。

3 応急体制

- 町は、日本水道協会宮城県支部等の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整える等、応急体制の確立を図る。

6 燃料の確保

1 町における協定

- 町は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、石油商業協同組合等と必要な協定等を締結する等して、燃料の確保に努める。

2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

- 町は、協定等に基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先して給油が受けられる給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。
- 町から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び町と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

3 普及啓発

(1) 燃料管理等の普及啓発

- 町は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から町民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、災害発生時に備えた燃料管理等の普及啓発を行う。

(2) 車両を要する住民等の自助努力の徹底

- 日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛ける等、自助努力に努める。

第2章 災害予防対策

第19節 要配慮者への対策

| | |
|---------|------------------------------|
| 主な実施担当 | 危機管理室、保健福祉課、地域包括支援センター、生涯学習課 |
| 防災関係機関等 | 山元町民生委員児童委員協議会、自主防災会連絡会 |

1 方針

町は、大規模な災害時において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患のある者、要配慮者、また団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合、より危険・困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活にも配慮を必要とすることが予想される。また、在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止する必要がある。

町、社会福祉施設及び介護老人保健施設（以下「社会福祉施設等」という。）等の管理者は、要配慮者の災害予防に万全を期するものとする。

2 高齢者、障害者等

1 社会福祉施設等の安全確保対策

（1）防災点検及び防災資材の配備

- 社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。
- 社会福祉施設等は、電気、水道等の供給停止に備え、入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や治療等に必要な非常用自家発電機等の防災設備の整備に努める。
- 社会福祉施設等は、車イスで利用可能な身障者用トイレの整備等、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

（2）組織体制の整備

- 社会福祉施設等は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成する。
- 社会福祉施設等は、町と連携し、施設相互間並びに他の施設、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

第2章 災害予防対策

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

- 社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう災害に関する基礎的な知識や災害時取るべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行い、入所者及び従事者が、発災時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。
- 社会福祉施設等は、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

(4) 業務継続体制の構築

- 社会福祉施設等の管理者は、施設や設備が大きく被災し入所者が施設での生活が継続できない場合には、介護環境を確保できる他の同種又は類似の施設に利用者を避難させるとともに、他施設からの介護職員等の応援派遣等により介護の継続が可能な体制を整えることが速やかにできるよう、あらかじめ施設間において業務継続に関する体制づくりを行う。

2 在宅の要配慮者の災害予防対策

(1) 避難行動支援に係る全体計画の策定

- 町は、「避難行動要支援者の支援に関する取組指針(平成25年8月)」(以下「取組指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン(平成25年12月)」(以下、「支援ガイドライン」という。)を基に、要配慮者支援に係る全体的な考え方と避難行動要支援者に対する個別計画で構成する避難支援プランを作成する。
- 町は、消防団員や民生委員・児童委員等避難支援者等関係者の安全確保等にも十分留意する。

(2) 要配慮者の実態把握

- 町は、民生委員等の協力を得て、在宅で介護を受けている要配慮者を的確に把握するための名簿を整備する。その際、プライバシーの保護には十分配慮するとともに、個人情報の保護について徹底を図る。
- 自主防災組織は、あらかじめ、一人ひとりの避難行動要支援者に対し、複数の避難支援等関係者を定め、車による避難も含む支援方法、避難先を決めておく等、避難行動要支援者を避難させるための具体的な計画を策定するよう努める。
- 町は、災害による犠牲者となりやすい要配慮者の把握に努め、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。
- 町は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行う。

第2章 災害予防対策

① 要配慮者の所在把握

- 町は、住民登録や福祉等の各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者(電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。)がどこに住んでいるのかの所在情報を取りまとめるように努める。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されること等について事前に本人又はその家族から同意を得ておく。
- 町は、自主防災組織や行政区等の地域コミュニティを活用する等、地域における共助による所在把握の取組を推進する。

② 所在情報の管理

- 常に最新の情報を把握し、内容を更新のうえ、関係者で共有する体制を構築する。
- 災害時における関係機関の役割を踏まえ、避難行動要支援者情報の開示時期、開示先の対象機関、開示範囲を定めておく。
- 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めると共に、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。なお、災害による電源喪失やコンピュータの破損等を考慮し、紙媒体での情報も保管しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成

① 避難行動要支援者の把握

- 町は、要配慮者のうち避難行動要支援者の把握に努め、発災時に迅速な対応が取れるよう備えることとし、避難行動要支援者の特性に応じて、避難行動要支援者名簿を整理し管理する。また、在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者についても可能な限り把握する。避難行動要支援者名簿の情報は、町が保有する情報のほか宮城県が保有する情報についても必要に応じて要請し取得する。

② 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち以下の要件に該当する者とする。
 - ア 要介護1～5を受けているもの
 - イ 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の1種を所持する身体障害者
 - ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
 - オ 生活支援を受けている難病患者
 - カ 75歳以上の独り暮らし及び高齢者世帯
 - キ 上記のほか関係者が支援の必要と認めた者

第2章 災害予防対策

- ③ 避難行動要支援者名簿の記載事項
 - 名簿に記載する事項は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援の実施に関し町長が必要と認める事項とする。
- ④ 避難行動要支援者の同意と名簿情報の提供
 - 町は、災害発生における円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から同意を得た件に関し、避難行動要支援者名簿の名簿情報を、あらかじめ避難支援等関係者に提供する。また、転入・転出、身体的状況の変化等により名簿情報の変更が生じる場合があることから、常に最新情報の把握に努める。
 - 町は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、「災害対策基本法」を根拠として、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができる。
 - 町は、災害が発生した際に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行えるよう、避難情報等の発信について考慮する。
- ⑤ 情報管理の徹底
 - 避難行動要支援者名簿情報は、個別具体的な個人情報を含むため、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、町は災害対策基本法に基づき避難支援等関係者に守秘義務が課せられており、個人情報の漏洩防止及びその他個人情報の適正な管理に関する適切な措置を講ずる。
- ⑥ 避難支援等関係者
 - あらかじめ名簿情報を提供する避難支援等関係者は、以下のとおりとする。
 - ア 消防機関及び消防団
 - イ 警察
 - ウ 民生委員
 - エ 町社会福祉協議会
 - オ 各行政区長及び自主防災組織
 - カ その他避難支援の実施に係る関係者

第2章 災害予防対策

- 町は、避難支援等関係者の身体的安全を守るために避難支援等関係者の行動範囲や最終的な「退避」の判断基準について明確にし安全を最大限確保するとともに、避難支援等関係者だけでなく避難行動要支援者等にそれらについてあらかじめ周知し相互理解を進める。

(4) 支援体制の整備

- 町は、避難所設置・運営マニュアル等を活用し、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会等と連携し、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。
- 町は、体制づくりに当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映させるため、女性の積極的な参加が得られるよう努める。

(5) 防災設備等の整備

- 町は、既に整備済みである独り暮らし高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。
- 町は、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。

(6) 相互協力体制の整備

- 町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。

(7) 情報伝達手段の普及

- 町は、各種福祉団体と協力し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)、デジタルサイネージ(情報が常に流れているもの)の他、視覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。

3 福祉避難所の確保

(1) 福祉避難所の整備・指定

- 町は、施設の津波や土砂災害等の被災リスクに対する安全性確保やバリアフリ

第2章 災害予防対策

一化、避難スペースが確保されている等、要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

(2) 町の域を超えた要配慮者の受入れ体制の構築

- 町は、県と連携を図りながら、町での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、町の域を越えて受入れる体制の構築に努める。

(3) 福祉避難所の構造・設備

- 町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者が避難生活を送るために必要となる洋式トイレ、車イス、簡易ベッド等の障害者・高齢者を考慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品、及び授乳に配慮するための設備といった、女性や子育て家庭に十分配慮した構造・設備の配備に努める。

(4) 支援対策要員の確保

- 町は、県と連携を図りながら、福祉避難所において、要配慮者の介護・医療的ケア等の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

4 福祉サービスの継続と関係機関の連携

- 町は、災害時における福祉サービスの運用方針等に関し、国や県と密接に連絡を取るとともに、介護・医療的ケア等の福祉サービスの継続に必要な体制を確保する。
- 町は、関係者間で密接な連携を図り、他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣や受入れも活用しながら福祉サービスの継続に必要な体制を整える。

5 家族を含めた防災訓練の実施

- 町は、近隣住民、自主防災組織、ボランティア組織等の協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

6 要配慮者自身の備え

- 町は、平常時に要配慮者自身あるいは家族ができる範囲で準備を働きかけるほか、以下のような「自助」の考え方についても、普及に努める。
 - ア 避難する場合は、避難場所を書いた紙を玄関に貼っておく
 - イ 防災用品を揃える
 - ウ 貴重物品をまとめておく
 - エ 近所の人に災害時の支援について依頼しておく
 - オ 防災訓練に参加する 等

第2章 災害予防対策

3 外国人支援対策

- 町は、県と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行うものとする。
- 町は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時に取りべき行動や避難場所、さらに避難経路の周知徹底を図ること。
- 町は、避難場所までの案内板等に外国語を併記すること。
- 町は、防災訓練の実施に当たっては、地域に住む外国人を含めること。
- 町は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行うこと。
- 町は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成すること。
- 町は、防災に関する情報提供や避難誘導において、多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等により、外国人に配慮した支援に努める。
- 町は、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。

4 旅行者等の一時滞在者（交流人口）への対策

- 町は、施設、釣りスポット、海水浴場等の一時滞在者が多く見込まれる箇所において、指定緊急避難場所や指定避難所等の位置や方向を示す等、案内板等の整備に努める。
- イベント等の運営管理者は、天候の急変などによる災害の危険性及び、災害時の参加者の安全対策について事前に検討し、参加者へ周知するよう努める。
- 旅行者等の一時滞在者は、災害時の円滑な避難行動につながるよう、指定緊急避難場所や指定避難場所等の把握に努める。

第2章 災害予防対策

第20節 複合災害対策

| | |
|---------|----|
| 主な実施担当 | 全課 |
| 防災関係機関等 | |

1 方針

一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなる場合や別々の災害が偶発的に同時期に発生する場合等を意識し、そういった複合災害について、より厳しい事態を想定した対策を講ずる。

※複合災害：同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象。

2 複合災害の応急対策への備え

- 町及び防災関係機関は、地震、津波、火災、大雨、原子力災害等の複合災害の発生可能性を認識し、いくつかの時系列的なシナリオを構築したうえで、地域防災計画等を見直し、備えを充実するよう努める。予防対策としては、以下の点に留意する。

1 活動体制

- 複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。
- 町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒体制を速やかに取ることを考慮する。
- 複合災害発生時は、災害の全体像を俯瞰し対応の優先順位をつけるとともに、対策実施に関する具体的なスケジュールの立案に努める。

2 情報の収集・伝達体制の整備

- 複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。
- 町は、国、県とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。

第2章 災害予防対策

- 町は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。

(1) 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者

派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。

(2) ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者

広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。

- 町、防災関係機関等は、複合災害時において、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。

3 避難・退避体制の整備

- 町は、複合災害時でも適切に避難活動が行えるよう、避難計画において、避難路となる道路の被災や放射性物質の放出までの時間等を考慮した対策をあらかじめ検討する。
- 町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平常時から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

3 複合災害に関する防災活動

1 訓練の実施

- 町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。
- 町は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

第2章 災害予防対策

第2.1節 廃棄物対策

| | |
|---------|-------|
| 主な実施担当 | 町民生活課 |
| 防災関係機関等 | |

1 方針

大規模災害発生後、大量に発生する廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、粗大ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。特に災害時には、トイレ用水の確保困難、下水道施設の破損等の理由により水洗便所を使用できない場合が想定される。

処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた廃棄物の処理・処分体制の整備の確立を図る。

2 処理体制

- 町は、災害応急対策を迅速に推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を地域防災計画に定めておく。（第3章第2.2節「廃棄物処理活動」参照のこと。）
- 町の処理能力を超える廃棄物が発生した場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、町は、近隣の市町村及び廃棄物処理関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

3 主な措置内容

- 町は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、次の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- 町は、一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行う。
- 町は、収集運搬車両や清掃機器等を常時整備する。
- 町は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策について検討する。
- 町は、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第2章 災害予防対策

2 応急体制の確保

- 町は、仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。
- 町は、家庭・事業所のごみ、し尿及び瓦礫の広域的な処理・処分について近隣市町等との協力・応援体制を整備する。

3 避難生活の生活環境の確保

- 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。調達方法について迅速かつ円滑に行う体制を検討し、整備する。

4 し尿対策

- 仮設トイレ及びバキューム車を確保するため、他の地方公共団体との協力体制を整備する。
- バキューム車による収集の他、し尿を一時的に貯留し対応することや、下水道管路の利用（公園等での仮設トイレ用マンホールの設置）、し尿貯留施設の設置等を検討する。

第2章 災害予防対策

第1章 風水害

第2章 風水害

第3章 風水害

第4章 風水害

第2.2節 災害種別毎予防対策

| | |
|---------|---|
| 主な実施担当 | 危機管理室、町民生活課、産業振興課、農業基盤整備推進室、まちづくり整備課 |
| 防災関係機関等 | 山元町消防団、みやぎ亘理農業協同組合、宮城県漁業協同組合仙南支所（山元）、亘理土地改良区、自主防災会連絡会、その他防災関係機関 |

1 方針

本町における過去の火災原因の推移を見ると、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。出火要因としてはガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほか、危険物、化学薬品等からの出火が考えられるほか、放火による火災も多発している。林野火災は、気象条件等により大火につながる危険性があり、一旦大きくなった火災は、地理・水利等の条件により消火活動が困難であるという特殊性を有している。

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が非常に重要であり、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制を必要とする。消防団は、常備消防と並び地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等の防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきた。

今後、人為的に予防措置を講ずることにより、出火をできる限り防止するとともに、初期消火、火災の延焼拡大防止のため、必要な事業の施行、施設の整備を図る等、火災予防対策の徹底に努める。なお、本町における住家等建築物の密集地帯及び特殊建築物の状況は資料7のとおりであり、これらの区域は、火災の拡大による大火災の発生が予想されるので、消火、避難設備の整備、不燃材料の使用促進等防災上の指導が必要である。（第2章第3節「建築物等の予防対策」、資料7参照）

2 火災予防対策

1 情報の収集・伝達体制の整備

- 町は、防災関係機関との連携を図り、情報収集、伝達手段として、無線・有線及びその他通信設備等を利用した防災通信網の確保・整備の充実を図り、火災発生時の応急対策を迅速に推進するため万全を期する。

2 防災活動の促進

- 町及び消防機関は、出火につながる要因を個々に分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。
- 町民に対しては、防災意識の向上と防災行動力の向上を図ることにより、出火をできる

第2章 災害予防対策

限り防止する。

(1) 火気使用設備・器具の安全化

火災発生は、火気使用設備・器具の老朽化、不測な取扱いや配置及び過重な負担を掛けることにより起きる。

- 町は、設備・器具の点検と早期交換、適正な取扱方法の周知を図ることにより、出火の抑制に努める。

(2) 一般家庭等に対する指導

- 町は一般家庭に対し、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備、器具の正しい取扱いについて指導するとともに、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。
- パンフレット、刊行物等により火災防止や初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

(3) 住民への指導強化

- 世帯構成が、核家族化、少子化、高齢化の傾向の中で、火気取扱方法の誤操作、異常な使用及び失念により、重大な火災に発展することから、常に火気についての注意を喚起させるとともに、特に春季秋季の火災予防運動を通じ、乾燥期や強風時における火気の使用について指導を強化し、意識の向上を図る。

① 街頭消火器の設置

- 町は、密集地、避難経路等の主要地点への消火器の配備推進に努め、初期消火体制を整備する。

② 消防機関による指導

- 火災発生率の高い時期に各家庭を訪問し、防災上の点検指導を行う。消防機関は、また、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い等を指導し、火災発生を未然に防止するものとする。

(4) 民間防火組織の育成

- 町は、自主消防体制としての学区、行政区等ごとの婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の結成、育成を促進し、組織単位の訓練を積み重ね防災への対応策を体得させ、家庭、職場等で活用できるよう指導する。

(5) 民間防火組織の育成

建物火災のうち、住宅火災の発生件数が過半数を占めていることから、日常、火気を取り扱う一般家庭における火災予防思想の普及啓発が重要である。

第2章 災害予防対策

- 火災予防思想の普及啓発には幼少年期からの指導が効果的であり、また、火を扱う機会の多い一般家庭婦人に対する啓発も重要であることから、幼少年消防クラブ及び婦人防火クラブの結成と育成について指導する。

(6) 防火管理制度の確立

- 町及び消防機関は、火災発生及び拡大を防止するため、事業所、病院、大型小売店、結婚式場、旅館等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届け出、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに自主的な消防体制を樹立させる。消防組織法に基づき、消防計画を次のとおり策定する。

ア 自衛消防組織

イ 火気取扱い、取締り、点検要領

ウ 消防施設の設備の維持管理要領

エ 通報、消火、避難訓練、消防教育

オ 火災時の消火活動、通報、避難誘導の要領

(7) 初期消火体制の強化

火災による人的、物的被害を最小限に止めるためには、早期通報、初期消火を行うことが重要であり、常時早期対応が可能な体制にしておかなければならない。

- 町は、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により住民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。
- 防火対象物の防火管理体制については、防火管理者の資格付与講習会を行うとともに、定期的な防火管理者講習会を開催して、資質の向上を図り、選任義務の防火対象物については、防火管理者の必置と選任を励行させる。

3 火災予防措置

(1) 予防査察の実施

- 町及び消防機関は、出火の危険性を把握し、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造・貯蔵所等に対し、計画的な予防査察を実施し、防火管理の指導、消防用設備等の改善、勧告を行う。

ア 対象：一般家庭、事業所、病院、大型小売店、結婚式場、旅館等

イ 実施期間等：年1回、11月1日～3月31日

ウ 実施要領：山元町消防計画による

エ 査察後の措置：施設の改善命令、措置の指示、その後の再査察等

(2) 火災予防運動の実施

- 毎年火災が多く発生する10月から3月にわたり、特に春秋の火災予防運動期間

第2章 災害予防対策

には火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努める。

(3) 予防査察指導の強化

- 火災を未然に防止するためには、消防機関等による予防査察が最も効果があるので、これを計画的、継続的に実施するとともに、消防用設備に関する法令、町火災予防条例の趣旨を防火対象物の関係者に徹底し、また、予防査察の結果について研究を行い、査察指導の向上を図る。
- 火災の防止は、その建物等の維持管理状況に負うところが大きく、定期点検報告制度の普及促進や、人命への影響が極めて高い飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、管理権限者に対して指導助言等を行う。

(4) 漏電による火災の防止

- 配電設備については、一定の基準による工事と適切な検査の実施により施行の完全を期し、保守に当たっては巡視点検による不良個所の早期発見と改修に努める。
- 需電設備については、新增設調査並びに定期調査を実施し、不良個所が発見された場合には改修を事業者へ通知するとともに、工事施工業者の技術向上を図る。
- 町民に対しては、電気の正しい取扱いと適正配線の重要性について啓発、宣伝に努める。特に、災害発生の予想される時期には特別点検、特別巡視を行う。

(5) 住宅防火対策の推進

- 住宅火災の防止については、防災物品及び防災製品の使用が出火、延焼拡大の阻止に有効であることを周知し、特に、就寝時間帯及び高齢者世帯における火災死亡率が高くなる傾向にあることから、住宅用火災報知器の設置が義務づけられており、機器の普及促進に努めるとともに、住宅防火診断等防火に関する生活改善について指導助言を行い、住宅火災の軽減を図る。

4 消防組織の充実強化

- 複雑多様化、高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、広域消防応援体制の一層の充実並びに消防職員及び消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図るとともに、各消防機関における計画的な人員の確保等、組織の拡充強化について指導する。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火予防思想の普及に努める。
- さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な

第2章 災害予防対策

体制がとれるように指導する。

5 消防力の強化

(1) 消防ポンプ自動車等の整備

- 町及び消防機関は、消防力の整備指針及び消防水利の基準に基づき、消防施設整備計画等により施設設備の増強・更新を図り整備していく。

6 消防団の育成

- 町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。
 - ア 消防団員の知識・技能等をより地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団への参加・協力等、環境づくりを推進する
 - イ 消防団員数が減少の傾向にあることから、処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、大学・高校への働きかけ、将来の消防の担い手となる子どもに対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を推進する

7 文化財の火災予防

- 町は、文化財火災予防の徹底を図るため、住民に対し、広く文化財の防火思想の啓発を図るとともに、特に文化財の所有者及びその周辺の居住者に対し、防火対策を重点的に指導する。

8 建造物等の火災予防

- 町は密集地の大火の防災策として、耐火、簡易耐火構造の不燃化建築物への建替え等の促進を図るため、防火地域、準防火地域等指定地域の拡大を推進する。
- 町営住宅等公共建築物は、原則として耐火建築とし、その他についても不燃及び耐火建築の促進を指導する。

3 林野火災予防対策

1 事前警戒措置

(1) 火入れの協議

- 火入れによる出火を防止するため、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。
- 火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

(2) たき火等の制限

第2章 災害予防対策

- 町長は気象の状況が林野火災予防上危険であると通報を受けたときは、入山者等に火を使用しないよう要請する。
- 町長は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条の規定による火災に関する警報を発したとき、その他林野火災予防上危険であると認めるとき、又は、林野火災が発生すれば大きな災害を招くおそれがあると認めるときは、その市町村の区域内の在る者に対し火の使用を制限する。

2 広報宣伝の充実

- 町は、たばこ、たき火の始末、異常気象時の火気の取扱い、さらには火入れに関する許可、届け出等について火災危険期を重点として、徹底を図る等予防思想の向上に努める。
- 町及び林野関係機関は、林野火災の特殊性により、乾燥注意報の発令等林野火災の発生するおそれのあるときは、広報宣伝、巡視、監視を強化し、地区住民及び入山者に対して注意を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制の準備をする。

ア 林野火災予防運動強調月間の設定

林野火災の多い11月1日から5月30日までを山火事防止強調月間として定め、全町にわたる広報運動を展開し、林野火災の防止に努める

イ 山火事防止推進協議会の開催

県仙台地方振興事務所その他関係機関と一体となり、山火事防止推進協議会を開催し、関係機関及び団体の連携強化を図りつつ、林野火災に対する住民の関心を喚起し、林野災害発生予防のための運動を推進する

ウ ポスター、看板等の設置

山林登山口、交通機関等に防火標語等を提示したポスター、防火看板を掲げる屋内外、交通機関、駅、登山口、林野内の道路、樹木等にポスター、標識板、立看板、警報旗、懸垂幕等を掲示し、地域住民、通行者、入山者に注意を喚起する

エ チラシ、パンフレット等による啓発普及

町の広報誌により、町内会、部落会等の自治組織を積極的に活用し、住民に対して直接注意を喚起する。啓発・宣伝の一環として、チラシ、パンフレット、ステッカー等を作成して配布する

オ 学校教育による防災思想の普及

自然保護、森林愛護等の情操教育を通じて防火思想の普及を図るとともに、標語、ポスター、作文等の募集を行い、児童生徒を通じて家庭への浸透を図っていく

カ 広報活動

防災行政無線や広報車による広報、消防車等による巡回宣伝、パレード等を

第2章 災害予防対策

実施する

キ 報道機関等による啓発・宣伝

火災危険期、山火事防止強調月間の設置時において、重点的に報道機関、公民館、学校等の協力を得て、ラジオ、テレビによる広報、新聞及び県、市町村並びに関係機関が作成・配布する広報誌への記事掲載等、啓発・宣伝を図る

ク その他

「山元町森林等における火入れの規制に関する条例」を遵守させるとともに、林業従事者に対し、作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促すとともに、林業機械による林野火災の発生も増加しているため、その使用についても十分指導する

3 予防施設の整備

- 町は、林野火災の発生を防止するため、ハイキングコース等の主要箇所には火の取扱いの注意事項を記載した標識板、さらには林内の道路や人の集まる場所に対し、休憩所や灰皿等の設置を推移するとともに、早期発見、初期消火等林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水路等予防施設の整備に努める。
- 林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う施設整備作業等に積極的に協力し、予防措置を講ずる。
 - ア 消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設・改良等を推進する
 - イ 自然水利を利用した防火水の確保に努める
 - ウ 防火帯の設置整備とともに防火樹の植栽に努める

4 消防体制の確立

(1) 総合的消防体制の確立

- 平常時から林野火災に即応する体制の強化を図るため、消防本部、消防団、警察その他の機関からなる広域的、総合的な消防体制を確立する。

| 実施機関名 | 責任者 | 電話番号 |
|------------|--------|--------------|
| 山元町（産業振興課） | 産業振興課長 | 0223-37-1119 |
| 亘理消防本部 | 消防長 | 0223-34-1155 |

第2章 災害予防対策

| | | |
|----------------|----|-------------------------------|
| 山元町消防団 | 団長 | 0223-29-8002 (事務局：役場危機管理室) |
| 亘理警察署 | 署長 | 0223-34-2111 |
| 県仙台地方振興事務所 | 所長 | 022-275-9111 |
| 東北森林管理局仙台森林管理署 | 署長 | 022-273-1111 |

(2) 相互応援体制

- 町及び消防機関は、林野火災の大規模化に対応した消防体制を確立するため、近隣市町、関係機関等の間における相互応援協力体制を確立する。
- 近隣市町間において、「要請する場合の災害規模の基準」「要請する応援隊の人員、資機材等」について相互応援協定を締結する。
- 森林管理者、森林組合、森林所有者、民間自衛消防隊等と応援協定を締結する。
- 林野火災時の消火用水としての水利利用について、水利権利者等と協議し、又は協力を要請する。

5 森林等の管理、整備

- 森林の所有者、管理者等は、防火線、防火樹帯の布設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他の林野火災予防上の措置を講ずる。

(1) 林道の整備

消防用車両が通行可能な林道の開設、改良及び補修を行う。

(2) 治山えん堤等(防火用水施設)の整備

治山・砂防えん堤及びダムを計画的に整備するほか、既存のえん堤・ダムを利用し付近に貯水施設を設ける。

(3) 防火線の整備

森林区画・尾根等に、立地条件、気象条件を配慮した、防火線を布設し、その維持を図る。

(4) 防火林帯の整備

防火樹を植栽した林帯を整備する。

(5) 森林の適切な保育管理

第2章 災害予防対策

林野火災の発生及び延焼の元となる枯枝、枯損木等を除去するため、除・間伐等の保育を適切に行う。

6 防御資機材の備蓄

- 町及び消防機関は、林野火災に対処するため、防御資機材の整備、備蓄を推進するとともに森林所有者、管理者等に対しても、同等の資機材、特に自然水路を利用した水利の確保を指導する。

7 巡視、監視の徹底

- 町及び消防機関は、国、県及び森林所有者と連携をとり、巡視、監視を実施するとともに11月から5月までの火災多発期には、巡視員、監視員を増強し、管内の巡視警戒を実施し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。
- 林野における治山、林道等請負工事については、契約書中に、火気の使用制限に関する条項を入れるとともに、作業現場を随時巡回して指導監視を徹底する。

8 防災活動の促進

- 町は、出火につながる要因を個々に分析・検討し、あらゆる施策を講じて未然防止を図る必要があり、地域住民及び入山者に対しては、防災意識の向上と防災活動の向上を図る。
 - ア 火気使用設備・器具の安全化
 - イ 住民への指導強化
 - ウ 出火防止のための査察指導
 - エ 初期消火体制の強化

9 林野火災特別地域の指定

- 町は、林野火災の発生又は危険度の高い地域において、林野火災対策事業を集中かつ、計画的に実施することにより、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、林野火災特別地域の指定を受けておく。

4 危険物施設

- 危険物事業所は、自主保安体制の充実強化のため次の対策を行う。
 - ア 安全管理上の向上を図るため、施設管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等に対する保安教育の実施
 - イ 危険物施設の耐震設計基準について、法令に定められている技術上の基準に適合した状態の維持及び耐震性の強化

第2章 災害予防対策

- ウ 自衛消防組織等の育成の推進及び効果的な自主防災体制の確立
- エ 化学消防力の強化及び資機材の整備、備蓄の促進

- 亘理消防本部は、危険物施設の実態把握に努めるとともに、危険物施設管理者に対し、自主保安体制の充実強化等について、立ち入り検査等を通じて指導助言を行う。

5 高圧ガス施設

- 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、保安体制等の充実のため次の対策を行う。
 - ア 施設管理者、保安統括者・保安係員等に対する非常時にとるべき処置等の保安教育の実施
 - イ 自主的な保安体制の強化
 - ウ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備
 - エ 事業者間の相互応援体制の整備推進
 - オ 防災訓練の実施及び災害対応マニュアルの作成の推進
- 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の高圧ガス施設の実態把握に努めるとともに、高圧ガス事業者に対し、立入検査や講習会等を通じ保安体制の充実強化について指導助言を行う。

6 火薬類施設

- 火薬類製造、販売、貯蔵等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類による事故発生防止のため、次の対策を行う。
 - ア 定期自主検査、保安教育の実施
 - イ 製造施設、火薬庫の維持点検等自主的な保安体制の強化
 - ウ 緊急時の関係機関に対する連絡体制の整備
- 亘理消防本部は、火薬類製造、販売、貯蔵等の火薬類施設の実態把握に努めるとともに、火薬類事業者に対し、立入検査等を通じ事故発生防止等について指導助言を行う。

7 海上災害予防対策

- 町は関係機関と協力し、海上災害を防止し、被害の軽減を図るべく対策を定める。
- 船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、予

第2章 災害予防対策

防対策について定める。

1 港湾の安全対策

- 町は、港湾管理者及び関係機関と協力して、港湾施設の維持管理に努める。

2 職員の配備体制

- 関係機関は、それぞれの機関の実情に応じ、職員の非常参集等応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに年1回以上の訓練を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟等について徹底を図る。

3 防災関係機関相互の応援体制

- 町は、県及び宮城海上保安部、民間救助・防災組織及び関係事業者等と、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定等を締結する等平常時から連携を強化しておく。

4 危険物等の大量流出時における防除活動

- 町は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、オイルフェンス、油処理剤等の防除資機材の備蓄に努め、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備を図る。
- 危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。

5 防災訓練への協力

- 町は、宮城海上保安部が実施する大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、相互に連携したより実践的な訓練を実施し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

8 航空災害予防対策

- 町域内において航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがある。被害の軽減を図るため、町は事故の状況の把握及び情報の収集に対する体制を整える。

9 鉄道災害予防対策

- 事故災害防止のため、東日本旅客鉄道(株)仙台支社は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努めるものとする。
- 町は、必要に応じて東日本旅客鉄道(株)仙台支社が行う予防対策に協力する。

第2章 災害予防対策

10 道路災害予防対策

- 災害の発生により、道路の機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。
- 各関係機関において、平常時より緊密な連携を図る等、協力体制の整備を図る。

1 道路点検等の実施

- 道路管理者は、道路パトロールを定期的実施し、防災対策等の必要な箇所（区間）の把握に努める。

2 道路施設の防災対策及び改良整備

- 道路管理者は、道路パトロール等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

（1）道路

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害は想定される危険箇所について、防災工事等を実施する

（2）橋梁

落橋、変状等の被害が想定される道路橋、横断歩道橋、側道橋等については、橋梁補強工事を実施する

（3）道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置等の道路施設について、補強に努めるとともに電線共同溝等の整備に努める

- 災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を促進し、これらを有機的に運用するため災害情報システムの構築を図る。

3 道路通行規制等の実施

- 道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。
- 警察及び道路管理者は、災害発生後において交通規制が実施された場合は、一般車両が通行の支障とならないよう運転者の取るべき措置等について周知を図る。

第2章 災害予防対策

4 救助・救急・医療及び消火活動

- 道路管理者は、道路災害による負傷者等が発生した場合に備え、医療機関及び消防本部等と救助・救急・医療及び消火活動について、平常時より機関相互間の連携強化を図る。

5 危険物及び障害物の除去等に関する資機材の確保

- 町及び道路管理者は、危険物及び障害物の除去等に対応するため、資機材の調達について、関係機関等との協力体制を充実するよう努める。

6 防災訓練の実施

- 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

7 防災知識の普及

- 道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等、防災知識の普及啓発を図る。